

昭和六十二年運輸省令第六号

鉄道事業法施行規則

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の規定に基づき、鉄道事業法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 鉄道事業（第二条—第四十三条）

第三章 索道事業（第四十四条—第六十二条）

第四章 削除（第六十八条—第七十九条）

第五章 雜則（第六十八条—第七十九条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、鉄道事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 鉄道事業

（事業の許可申請）

第二条 法第四条の規定により鉄道事業の許可を申請しようとする者は、法第四条第一項に掲げる事項を記載した鉄道事業許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 事業収支見積書（積算の基礎を示すこと。）

二 建設費概算書

三 事業の開始に要する資金の総額並びにその資金、土地及び物件の調達方法を記載した書類

四 資金収支見積書

五 第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業を經營しようとする場合には、運輸開始予定期を記載した書類

六 第一種鉄道事業（第三種鉄道事業者が第一種鉄道事業者に譲渡する目的をもつて敷設した鉄道線路の譲渡を受けて經營する場合を除く。）又は第三種鉄道事業を經營しようとする場合に

は、その事業の開始のため工事を必要とする鉄道線路に係る線路予測図

七 その事業の開始のため工事を必要としない鉄道施設がある場合には、当該鉄道施設（現に鉄道事業の用に供されているものを除く。）について第十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第二項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）の規定に準じて作成した書類及び図面

八 法第四条第一項第八号から第十号までのいずれかに該当する場合には、鉄道線路の譲渡及び譲受又は使用に関する契約書の写し

九 地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 最近の事業年度における貸借対照表

ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書

イ 法人を設立しようとするものがあつては、次に掲げる書類

ロ 法人を設立しようとする個人にあつては、次に掲げる書類

イ 定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ハ 設立しようとする法人が株式会社である場合には、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類

十一 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 資産目録

ロ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ハ 履歴書

十二 法第六条各号に該当しない旨を証する書類

十三 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書類  
合には、前項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

十四 法第三条第四項の規定により期間を限定する第二種鉄道事業の許可を受けようとする者が、現に鉄道事業を經營している場合には、前項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

十五 法第三条第一項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる書類の添付を省略することができる。  
(予定する路線)

十六条 法第四条第一項第二号の予定する路線については、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 起点及び終点

二 主要な経過地

(鉄道の種類)

第四条 法第四条第一項第六号の国土交通省令で定める鉄道の種類は、次のとおりとする。

一 普通鉄道

二 懸垂式鉄道

三 跨座式鉄道

四 案内軌条式鉄道

五 無軌条電車

六 鋼索鉄道

七 浮上式鉄道

八 前各号に掲げる鉄道以外の鉄道

(事業基本計画)

第五条 第一種鉄道事業に係る法第四条第一項第六号の事業基本計画（以下「事業基本計画」とい

う。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 鉄道の種類

二 施設の概要

イ 単線、複線等の別

ロ 動力（電気を動力とする鉄道にあつては、交流又は直流の別及び電車線の標準電圧）

ハ 普通鉄道にあつては、軌間

ニ 設計最高速度、設計通過トン数及び設計けん引重量（機関車によりけん引される列車を運転しない路線にあつては、設計最高速度及び設計通過トン数）

三 旅客を運送する区間及び貨物を運送する区間

四 計画供給輸送力（一日当たりの供給輸送力を記載すること。）

五 駅の位置及び名称

六 駅の取扱範囲（駅ごとに旅客取扱い、貨物取扱い又は旅客及び貨物取扱いの別を記載すること。）

第七条 第二種鉄道事業に係る事業基本計画には、前項第二号ロ（第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者が使用させる場合を除く。）及び第三号から第六号までに掲げる事項を記載しなければならない。

八 第二種鉄道事業に係る事業基本計画には、第一項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

第六条 第二条第二項第六号の線路予測図は、次の二種とする。

一 平面図（縮尺は、二万五千分の一以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。）

イ 起点及び終点

- 口 主要な経過地  
ハ 駅の位置及び名称  
ニ 鉄道線路の中心線及びその一キロメートルごとの通加距離  
ホ 地形及び主要な地物  
ヘ 縮尺及び方位
- 二 縦断面図 縮尺は、横を二万五千分の一以上、縦を二千分の一以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
イ 鉄道線路の中心線に係る地面及び施工基面の二百メートルごとの地点の高さ  
ロ 鉄道線路の中心線のこう配  
ハ 駅の位置及び名称  
ニ 主要なトンネル及び橋りょうの位置及び長さ  
ホ 縮尺
- (特定の目的を有する旅客の運送)
- 第六条の二** 法第五条第二項の国土交通省令で定める要件は、景観の鑑賞、遊戯施設への移動その他の観光の目的を有する旅客の運送を専ら行うものであることとする。
- 2 法第四条の規定により鉄道事業の許可を申請しようとする者は、当該許可の申請に係る鉄道事業が前項に掲げる要件に該当すると認めるときは、第二条第一項の申請書に、その旨を記載するとともに、その理由を記載した書類を添付することにより、同条第二項第一号から第四号まで及び第十三号に掲げる書類の添付を省略することができる。(心身の故障により鉄道事業を適確に遂行することができない者)
- 第六条の三** 法第六条第四号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により鉄道事業を適確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- 2 法第七条第一項の規定により事業基本計画又は法第四条第一項第八号若しくは第十号に掲げる事項の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業基本計画等変更認可申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所  
二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること)。
- 三 変更を必要とする理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 2 法第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更とする。
- 一 貨物を運送する区間(旅客の運送に付随して貨物(新聞紙及び雑誌に限る。)を運送する区間に限る。)  
二 計画供給輸送力(旅客の運送に付随して運送する貨物(新聞紙及び雑誌に限る。)に係るものに限る。)  
三 駅の名称
- 四 駅の位置(一時的な需要のため期間を限定して設ける駅(次号において「臨時駅」という。)の及び旅客の運送に付隨して運送する貨物(新聞紙及び雑誌に限る。)の取扱いに係るものに限る。)  
五 駅の取扱範囲(臨時駅に係るもの、取扱量が微小である旅客又は貨物の取扱いの廢止に係るもの及び旅客の運送に付隨して運送する貨物(新聞紙及び雑誌に限る。)の取扱いに係るものに限る。)  
六 鉄道線路の譲渡を受ける相手方

- 2 法第七条第三項の規定により事業基本計画等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業基本計画等変更届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所  
二 変更した事項(新旧の対照を明示すること)。
- (鉄道施設)
- 第九条** 法第八条第一項の鉄道施設は、次のとおりとする。
- 一 鉄道線路  
二 停車場  
三 車庫及び車両検査修繕施設  
四 運転保安設備  
五 變電所等設備  
六 電路設備
- (工事の施行の認可申請)
- 第十条** 法第八条第一項の規定により工事の施行の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した工事施行認可申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所  
二 工事を施行しようとする区間の起点及び終点又は箇所  
三 工事計画  
四 工事着手予定期限及び工事完成予定期限  
五 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 別表第一第一欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表第三欄に掲げる書類及び図面(事業基本計画等の変更の認可申請)
- 2 法第八条第一項の規定により工事の施行の認可を申請しようとする者は、工事計画を分割して申請することができる。この場合には、第一項の申請書に、同項各号に掲げる事項のほか当該工事計画を分割して申請する理由を記載し、かつ、前項各号に掲げる書類及び図面のほか当該申請に係る部分以外の工事計画の概要を記載した書類及び図面を添付しなければならない。
- (工事計画)
- 第十二条** 法第八条第一項の工事計画は、次の各号に掲げる鉄道事業者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める鉄道施設についての工事計画とする。
- 一 第一種鉄道事業者 第二種鉄道事業者 第三種鉄道事業者から譲渡を受ける鉄道施設以外の鉄道施設  
二 第二種鉄道事業者 第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者が使用させる鉄道施設以外の鉄道施設  
三 第三种鉄道事業者 第一種鉄道事業者に譲渡する鉄道施設又は第二種鉄道事業者に使用させる鉄道施設
- 2 法第八条第一項の工事計画には、別表第一第一欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表第二欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該記載事項が区間又は箇所によつて異なるときは、当該異なる区間又は箇所ごとに記載しなければならない。
- (線路実測図)
- 一 平面図 縮尺は、二千五百分の一以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、停車場、車庫及び車両検査修繕施設に係る箇所については、縮尺五百分の一以上の図面を別に添付しなければならない。
- 二 法第八条第一項の工事計画には、別表第一第一欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表第二欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該記載事項が区間又は箇所によつて異なるときは、当該異なる区間又は箇所ごとに記載しなければならない。
- 三 第十二条 第十一条第二項第一号の線路実測図は、次の二種とする。
- 一 平面図 縮尺は、二千五百分の一以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。たゞし、停車場、車庫及び車両検査修繕施設に係る箇所については、縮尺五百分の一以上の図面を別に添付しなければならない。

ハロイニホへ線路中心線の円曲線の始点及び終点のキロ程、交角、切線長、半径並びに長さ  
軌道中心線の円曲線及び緩和曲線の始点及び終点  
線路中心線の百メートルごとの地点及び一キロメートルごとの追加距離  
線路中心線の距離更正点、距離更正点のキロ程及び更正距離  
線路中心線の円曲線の始点及び終点のキロ程、交角、切線長、半径並びに長さ  
ト  
及びハにおいて同じ。)のこう配変更点及びこう配変更点のキロ程  
チ  
リ  
ト  
ン  
ネ  
ル  
の  
位  
置  
、  
名  
称  
、  
始  
点  
の  
キ  
ロ  
程  
及  
び  
長  
さ  
ト  
踏  
切  
道  
の  
位  
置  
、  
名  
称  
及  
び  
中  
心  
キ  
ロ  
程  
停  
車  
場  
の  
位  
置  
及  
び  
名  
称  
ワ  
縮  
尺  
及  
び  
方  
位  
二  
縦  
断  
面  
図  
縮  
尺  
は、  
横  
を  
二  
千  
五  
百  
分  
の  
一  
以  
上  
、  
縦  
を  
四  
百  
分  
の  
一  
以  
上  
と  
し  
、  
次  
に  
掲  
げ  
る  
事  
項  
を  
記  
載  
し  
な  
け  
ば  
不  
可  
能  
で  
す  
。  
イ  
線  
路  
中  
心  
線  
に  
係  
る  
二  
十  
メ  
ー  
ト  
ル  
ご  
と  
の  
地  
面  
の  
高  
さ  
、  
盛  
土  
の  
高  
さ  
及  
び  
切  
取  
の  
深  
さ  
地  
下  
式  
構  
造  
の  
鉄  
道  
に  
あ  
つ  
て  
は  
、  
二  
十  
メ  
ー  
ト  
ル  
ご  
と  
の  
ト  
ン  
ネ  
ル  
の  
土  
被  
線  
路  
中  
心  
線  
の  
縦  
曲  
線  
の  
二  
十  
メ  
ー  
ト  
ル  
ご  
と  
の  
縦  
距  
離  
他  
の  
鉄  
道  
、  
軌  
道  
、  
索  
道  
及  
び  
道  
路  
と  
の  
交  
差  
の  
位  
置  
及  
び  
キ  
ロ  
程  
線  
路  
中  
心  
線  
の  
円  
曲  
線  
の  
始  
点  
及  
び  
終  
点  
の  
キ  
ロ  
程  
、  
半  
径  
並  
び  
に  
方  
向  
ト  
縮  
尺  
前  
号  
ハ  
、  
二  
及  
び  
ト  
か  
ら  
ヲ  
ま  
で  
に  
掲  
げ  
る  
事  
項  
(期限の延長申請)

**第十三条** 法第八条第三項(法第十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により期限の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した期限延長申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 延長に係る鉄道施設  
三 延長しようとする期限  
四 延長を必要とする理由

(工事計画の変更の認可申請)

**第十四条** 法第九条第一項の規定により工事計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した工事計画変更認可申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 変更しようとする事項(書類及び図面により新旧の対照を明示すること。)

三 変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、別表第二上欄に掲げる事項を記載した工事計画変更認可申請書を提出しなければならない。

(工事計画の変更の届出)

第一項各号に掲げる行為(非常災害のために必要な応急措置として行うもの、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年政令第二百六号)第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。)(以下「制限行為」という。)に係るものについては、この限りでない。

2 法第九条第三項の規定により工事計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した工事計画変更届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 変更しようとする事項(書類及び図面(廃止しようとする事項にあつては、書類)により新旧の対照を明示すること。)

三 前条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。

(同意書の添付)

**第十八条** 第一種鉄道事業者(第二種鉄道事業者に限る。)及び第三種鉄道事業者は、鉄道線路に関して次に掲げる申請又は届出をしようとするときは、当該申請又は届出に係る鉄道線路の使用又は譲渡の相手方の同意書(第二号に掲げる申請又は届出にあつては、別表第一第二欄、別表第二中欄、別表第五中欄、別表第五の二中欄、別表第五の三中欄、別表第五の四中欄、別表第六中欄又は別表第七中欄に掲げる事項のうち別表第一第四欄、別表第二下欄、別表第五下欄、別表第五の二下欄、別表第五の三下欄、別表第五の四下欄、別表第六下欄又は別表第七下欄に○印のあるものに係るものに限る。)を当該申請書又は届出書に添付しなければならない。

一 法第七条第一項の認可の申請

二 法第八条第一項、第九条第一項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第十二条第一項の認可の申請又は法第九条第三項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第十二条第二項の規定による届出

(車両の確認の方法)

**第十九条** 法第十三条第一項及び第二項の確認は、申請者から提出された書類及び図面により、次条第一項第四号の構造及び装置の異なる車両ごとに当該車両の使用区間について行うものとす

- (車両の確認申請)
- 第二十条** 法第十三条第一項の規定により車両の確認を申請しようとする者（次項及び第三項に規定する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した車両確認申請書を提出しなければならない。
- 1 氏名又は名称及び住所
  - 2 使用区間
  - 3 車種及び記号番号
  - 4 構造及び装置（別表第三上欄に掲げる車両の設備の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる事項をいう。以下同じ。）
- 法第十三条第一項の確認を受けた車両の使用区間を変更して当該車両を鉄道事業の用に供しようとすると、同項の規定により車両の確認を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した車両確認申請書を提出しなければならない。
- 1 氏名又は名称及び住所
  - 2 使用区間
  - 3 車種及び記号番号
  - 4 構造及び装置の変更を伴う場合には、変更しようとする事項（書類及び図面により新旧の対照を明示すること。）
- 他の鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業を經營する者（以下「軌道経営者」という。）が現にその事業の用に供している車両を鉄道事業の用に供しようとするため、法第十三条第一項の規定により車両の確認を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した車両確認申請書を提出しなければならない。
- 1 氏名又は名称及び住所
  - 2 使用区間
  - 3 当該車両を現にその事業の用に供している鉄道事業者又は軌道経営者の氏名又は名称及び住所
  - 4 車種及び記号番号（記号番号の変更を伴う場合には、変更前及び変更後の記号番号）
  - 5 構造又は装置の変更を伴う場合には、変更しようとする事項（書類及び図面により新旧の対照を明示すること。）
- 前二項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、当該書類及び図面が既に自ら確認を受け若しくは届け出たもの又はあらかじめ他の鉄道事業者により提出されたものと同一のものである場合には、その旨を当該申請書に記載することにより当該書類又は当該図面の添付を省略することができる。
- 1 床面又は踏み段とプラットホームとの関係を示す図面（旅客車に限る。）
  - 2 車輪とてつさとの関係を示す図面
  - 3 ブレーキ率計算書（前二項の規定により申請書を提出する場合には、ブレーキ率の変更を伴うときに限る。）
  - 4 自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の車上設備と地上設備との関係を示す書類及び図面
  - 5 浮上式鉄道（常電導吸引型磁気浮上・リニアインダクションモーター推進方式のものに限る。以下同じ。）の浮上装置、案内装置及び動力発生装置の車上設備と地上設備との関係を示す書類及び図面（車両の構造又は装置の変更の確認申請）
- 第二十一条 法第十三条第二項の規定により車両の構造又は装置の変更の確認を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した構造装置変更確認申請書を提出しなければならない。
- 1 氏名又は名称及び住所
  - 2 車種及び記号番号
  - 3 変更しようとする事項（書類及び図面により新旧の対照を明示すること。）
- 前項の申請書には、前条第四項各号に掲げる書類及び図面のうち構造又は装置の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、前条第四項ただし書の規定を準用する。

- (車両の構造又は装置の変更の届出)
- 第二十二条** 法第十三条第二項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、別表第四上欄に掲げる車両の設備の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。
- 1 法第十三条第三項の規定により車両の構造又は装置の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した構造装置変更届出書を提出しなければならない。
  - 2 法第十三条第四項の規定により車両の構造又は装置の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した構造装置変更届出書を提出しなければならない。

- (車両の構造又は装置の変更の届出)
- 第二十三条** 法第十四条第一項の認定は、次に掲げる鉄道施設又は車両（以下「鉄道施設等」という。）の設計に関する業務の種類（以下「業務の種類」という。）ごとに行う。
- 1 第九条第一号から第三号までに掲げる鉄道施設（以下「鉄道土木施設」という。）の設計に関する業務
  - 2 第九条第四号から第六号までに掲げる鉄道施設（以下「鉄道電気施設」という。）の設計に関する業務
  - 3 車両の設計に関する業務
- 前項の認定は、業務の種類ごとに第二十七条及び第二十八条に規定する簡略化された手続によることができる業務の能力又は第二十七条の二及び第二十八条の二に規定する簡略化された手続によることができる業務の能力の別に応じて行う。
- 第二十四条** 法第十四条第一項の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。
- 1 氏名又は名称及び住所
  - 2 事務所の名称及び所在地
  - 3 認定を受けようとする業務の種類
  - 4 認定を受けようとする業務の能力の別
  - 5 前条第三項による限定を受けようとする場合は、その旨
- 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 1 次に掲げる事項を記載した業務実施規程
  - 2 設計に関する業務を実施する組織及び人員に関する事項
  - 3 設計に関する業務の実施の方法（品質管理制度を含む。）に関する事項
  - 4 その他設計に関する業務の実施に関し必要な事項
- 申請しようとする者の組織図（申請しようとする者が鉄道線路を使用させる第一種鉄道事業者にあつてはその使用させる相手方、第一種鉄道事業者にあつては鉄道線路の使用を許諾する者、第二種鉄道事業者にあつては鉄道線路を譲渡し、又は使用させる相手方のものをそれぞれ含む。）
- (業務の能力の基準)
- 第二十四条の二** 法第十四条第一項の国土交通省令で定める業務の能力の基準は、次に掲げる業務の能力の別に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。
- 1 第二十七条及び第二十八条に規定する簡略化された手続によることができる業務の能力

イ 設計に関する業務を実施する組織が当該業務を適切に分担できるものであるとともに、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであり、かつ、それぞれの組織に当該業務を適確に実施することができる能力を有する人員が適切に配置されていること。

ロ 業務の種類ごとに、次の表の上欄に掲げる要員が同表の下欄に掲げる要件を備えるものとして選任されていること。

要員	要件
(1) 設計管理者（設計の管理及び当該設計が鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条の国土交通省令で定める規程に適合することの確認（以下「設計の確認」という。）を行う者をいう。）	a、b及びcに掲げる要件を備えること。 a 鉄道施設等の設計の業務に関し、監督の地位にある者であること。 b 鉄道施設等の設計の業務に関し、通算して十年以上の実務の経験を有する者であること。 c 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち国土交通大臣が告示で定める技術部門に合格している者、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一号の第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者（鉄道電気施設に係る設計管理者に限る。）若しくは次条及び第二十四条の四の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録試験実施機関」という。）が行う試験（以下「登録試験」という。）に合格している者又はこれらと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。
(2) 竣工確認者（鉄道施設が当該鉄道施設に係る設計及び鉄道営業法第一条の国土交通省令で定める規程に適合することの確認（以下「竣工の確認」という。）を行なう者をいう。）	a 及びbに掲げる要件を備えること。 a 鉄道施設の工事、維持若しくは運用に関する業務に関し、通算して十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、鉄道土木施設に係る竣工確認者があつては土木工学に関する学科、鉄道電気施設に係る竣工確認者があつては電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については、通算して七年以上、同法による大学（短期大学を除く。）において、鉄道土木施設に係る竣工確認者があつては土木工学に関する学科、鉄道電気施設に係る竣工確認者があつては電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）について、通算して五年以上の実務の経験を有し、かつ、竣工の確認の実施に関する教育及び訓練を受けた者であること。 b 鉄道施設の工事を施行する者以外の者であること。
(3) 竣工確認管理者（竣工の確認の管理を行う者をいう。）	a 及びbに掲げる要件を備えること。 a 竣工の確認の業務に関し、監督の地位にある者であること。 b 竣工の確認の業務に關し、通算して三年以上の実務の経験を有する者であること。
(4) 業務統括管理者（設計管理者及び竣工確認管理者の業務その他の設計に関する業務を行なう者をいう。）	設計の実施の統括管理を行う者をいう。）

ハ 次に掲げる業務の実施の方法が、設計に関する業務の適確な実施のために適切なものであること。

#### 設計の方法

##### 設計の確認の方法

（4）（3）（2）（1） 設計の確認の方法

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせることに足る書類（登録の要件等）

**第二十四条の四** 國土交通大臣は、前条の規定による登録を申請した者（次項において「登録申請者」という。）が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第七の二の上欄に掲げる登録試験の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる事項について、試験を行うものであること。

二 次に掲げる要件に適合する者をそれぞれ二名以上含む六名以上で構成される合議制の機関により試験問題の作成を行うものであること。

イ 学校教育法による大学において通算して三年以上理学若しくは工学に関する学科の教授若しくは准教授の職にあつた者又は理学若しくは工学に関する研究により博士の学位を授与された者

ロ 登録試験に合格した者又は技術士法による第二次試験のうち國土交通大臣が告示で定める技術部門に合格している者であつて、鉄道施設等の設計の業務に関し、通算して五年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、鉄道施設等の設計の業務に関し、通算して十五年以上の実務の経験を有するもの

2 國土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十四条の十四の規定により第二十四条の一第一号ロの表の規定による登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その登録試験事務を行なう役員のうちに前二号に該当する者があるもの

3 第二十四条の二第一号ロの表の規定による登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が登録試験事務を行なう事務所の名称及び所在地

四 登録を受けた者が登録試験事務を開始する日（登録の更新）

**第二十四条の五** 第二十四条の二第一号ロの表の規定による登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録試験事務の実施に係る義務）

**第二十四条の六** 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第二十四条の四第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第二十四条の七 登録試験実施機関は、第二十四条の四第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を國土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする日

二 変更しようとする日

（登録試験事務規程）

**第二十四条の八** 登録試験実施機関は、登録試験事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録試験の実施に関する規程を定め、國土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

一 登録試験の受験申請に関する事項

二 登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録試験の日程、公示方法その他登録試験の実施の方法に関する事項

四 登録試験の問題の作成及び登録試験の合否判定の方法に関する事項

五 登録試験の問題及び登録試験の合格基準の公表に関する事項

六 登録試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項

七 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

八 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

九 不正受験者の処分に関する事項

十 その他登録試験事務の実施に関する必要な事項  
(登録試験事務の休廃止)

**第二十四条の九** 登録試験実施機関は、登録試験事務の休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した登録試験事務休止（廃止）届出書を國土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録試験実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録試験事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 登録試験事務を休止又は廃止しようとする日

四 登録試験事務を休止しようとする期間

五 登録試験事務を休止又は廃止しようとする理由  
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

**第二十四条の十** 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 登録試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面上に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供する

ことの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求  
(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

**第二十四条の十一** 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

**第二十四条の十二** 國土交通大臣は、登録試験実施機関が第二十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(改善命令)

**第二十四条の十三** 國土交通大臣は、登録試験実施機関が第二十四条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同条の規定による登録試験を行うべきこと又は登録試験事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(登録の取消し等)

**第二十四条の十四** 國土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条の二第一号ロの表の規定による登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の四第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十四条の七から第二十四条の九まで、第二十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前一条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十四条の二第一号ロの表の規定による登録を受けたとき。

(帳簿の記載等) 第二十四条の七から第二十四条の九まで、第二十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

**第二十四条の十五** 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録試験の実施の日から二年間保存しなければならない。

一 登録試験の受験申請の受理に関する事項

二 登録試験の受験手数料の収納に関する事項

三 登録試験の採点結果及び合否判定に関する事項

四 登録試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項

五 その他登録試験の実施状況に関する事項

2 登録試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録試験の終了後二年間これを保存しなければならない。

一 登録試験の受験申請書及びその添付書類

二 終了した登録試験の問題用紙及び答案用紙  
(登録試験の実施結果の報告)

**第二十四条の十六** 登録試験実施機関は、登録試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した登録試験実施結果報告書を國土交通大臣に提出しなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者数

四 合格者数

五 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。(帳簿等の提出)

**第二十四条の十七** 登録試験実施機関は、第二十四条の九の規定により登録試験事務の休止又は廃止をした場合その他該事務を行わないとなつた場合には、遅滞なく、第二十四条の十五第

一 項の帳簿及び同条第二項の書類を國土交通大臣に提出しなければならない。

**第二十四条の十八** 國土交通大臣は、登録試験の実施のために必要な限度において、登録試験実施機関に対し、登録試験事務又は經理の状況に關し報告させることができる。

(報告の徵収)

(公示)

**第二十四条の十九** 國土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十四条の二第一号ロの表の規定による登録をしたとき。

二 第二十四条の七の規定による届出があつたとき。

三 第二十四条の九の規定による届出があつたとき。

四 第二十四条の十四の規定により第二十四条の二第一号ロの表の規定による登録を取り消し、又は登録試験事務の停止を命じたとき。

(認定の更新)

**第二十五条** 法第十四条第一項の認定は、その業務の能力について第二十四条の二第一号に掲げる基準による認定(以下「一般認定」という。)を受けた者にあつては五年ごとに、同条第二号に掲げる基準による認定(以下「特定認定」という。)を受けた者にあつては十年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の認定の更新を受けようとする者は、第二十四条第一項及び第二項に掲げる事項又は第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項の規定により変更の承認を受け、若しくは変更を届け出た事項に変更がないときは、認定更新申請書にその旨を記載することにより、当該事項に係る書類及び図面の添付を省略することができる。

3 第一項の認定の更新の申請があつた場合において、第一項の期間(以下「認定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。  
(認定の効力の停止等)

**第二十五条の一** 國土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、期間を定めて認定を受けた事務所(以下「認定事務所」という。)の認定の効力を停止し、又は認定を取り消すことができる。

一 一般認定に係る認定事務所にあつては第二十四条の二第一号に掲げる基準に、特定認定に係る認定事務所にあつては同条第二号に掲げる基準にそれぞれ適合しなくなつたとき。

2 法第十四条第三項、第二十六条第一項、第二項、第四項若しくは第五項、第二十六条の三第二項又は第二十六条の五の規定に違反したとき。

2 前項の規定により認定事務所が認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、当該事務所について認定を受けることができない。  
(設計に関する業務の実施の方法)

**第二十六条** 認定鉄道事業者は、設計に関する業務を認定事務所に業務実施規程に従つて行わせなければならない。

2 認定事務所は、設計の管理及び設計の確認の業務を、次に掲げる鉄道施設等に応じて、それぞれ当該各号に定める設計管理者に行わせなければならない。

一 鉄道土木施設 鉄道土木施設に係る設計管理者

二 鉄道電気施設 鉄道電気施設に係る設計管理者

三 車両 車両に係る設計管理者

3 前項の規定にかかるわざ、踏切道の種別の変更(踏切保安設備の新設又は変更に伴うものに限る。)については、鉄道電気施設に係る設計管理者が確認することをもつて足りる。

4 認定事務所は、竣工の確認の業務を、次に掲げる鉄道施設に応じて、それぞれ当該各号に定める竣工の確認管理者に行わせなければならない。

一 鉄道土木施設 鉄道土木施設に係る竣工の確認管理者

二 鉄道電気施設 鉄道電気施設に係る竣工の確認管理者

三 車両 車両に係る設計管理者

2 前項の規定にかかるわざ、踏切道の種別の変更(踏切保安設備の新設又は変更に伴うものに限る。)については、鉄道電気施設に係る設計管理者が確認することをもつて足りる。

4 認定事務所は、竣工の確認の業務を、次に掲げる鉄道施設に応じて、それぞれ当該各号に定める竣工の確認管理者に行わせなければならない。

- 一 鉄道土木施設 鉄道土木施設に係る竣工確認管理者  
 二 鉄道電気施設 鉄道電気施設に係る竣工確認管理者  
 (限定の変更の承認)
- 第二十六条の二** 認定鉄道事業者は、第二十三条第三項の規定により認定に当たつて限定を付された事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した限定変更承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  
 一 氏名又は名称及び住所  
 二 認定事務所の名称及び所在地  
 三 認定を受けている業務の種類  
 四 認定を受けている業務の能力の別  
 五 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること)。  
 六 変更を必要とする理由
- 2 前項の申請書には、第二十四条第二項に掲げる書類及び図面のうち限定を付された事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
- 3 第一項の承認は、一般認定を受けた事務所に係る場合にあつては第二十四条の二第一号に掲げる基準に、特定認定を受けた事務所に係る場合にあつては、次に掲げているかどうかを審査して、これを行う。
- (業務実施規程の変更の承認等)
- 第二十六条の三** 認定鉄道事業者は、認定事務所の業務実施規程を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施規程変更承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、第二十四条の二第一号に掲げる事項以外の変更にあつては、次に掲げる事項を記載した業務実施規程変更届出書を国土交通大臣に提出することをもつて足りる。  
 一 氏名又は名称及び住所  
 二 認定事務所の名称及び所在地  
 三 認定を受けている業務の種類  
 四 認定を受けている業務の能力の別  
 五 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること)。  
 六 変更を必要とする理由
- 2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。
- 第二十六条の四** 法第十四条第三項の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。
- 一 従たる事務所に対する設計の方法等の細目その他の設計に関する業務の実施のために必要な情報の提供に関する措置  
 二 従たる事務所において設計に関する業務に従事する人員に対する教育及び訓練の実施に関する措置  
 三 設計に関する業務に係る主たる事務所と従たる事務所及び従たる事務所相互間の調整に関する措置(管理者の研修)
- 第二十六条の五** 認定鉄道事業者は、国土交通大臣から設計管理者、竣工確認管理者又は業務統括管理者(以下本条において「管理者」という。)について研修を行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に当該研修を受けさせなければならない。
- (一般認定鉄道事業者の鉄道施設に係る簡略化された手続)
- 第二十七条の二** その設置する事務所について特定認定を受けた鉄道事業者(以下「特定認定鉄道事業者」という。)は、認定事務所が鉄道施設を設計し、かつ、設計の確認をした場合には、法第十四条第二項の規定に基づき、次に掲げる簡略化された手続によることができる。ただし、急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限行為に係るものについては、この限りでない。  
 一 法第八条第一項、第九条第一項及び第十二条第一項の規定による認可の申請に際し、次に掲げることによる。  
 二 同表中欄に掲げるとおりとする。  
 イ 当該申請に係る工事計画は、別表第五の三上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げるとおりとする。  
 ロ 別表第一第三欄に掲げる書類及び図面の添付を省略すること。  
 二 法第九条第一項及び第十二条第一項の規定による認可を受けなければならない変更は、次に掲げるとおりとする。  
 イ 別表第五の三上欄に掲げる鉄道施設又はこれを構成する同欄若しくは同表中欄に掲げる施設の新設(別表第六中欄及び別表第七中欄に掲げる新設を除く。)  
 ロ 別表第五の四上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる変更
- 三 法第九条第一項ただし書及び第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更是、別表第六上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げるとおりとすること。
- 四 別表第七上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる変更(法第八条第一項の認可及び法第十二条第三項の検査に係る工事計画の変更に限る。)については、当該変更後、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りること。
- 五 前号に掲げるもののほか、別表第七上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる変更については、当該変更後、毎期(四月を起算月とする毎十二月を一の期とする。)及び次条において同じ。及び第十二条第一項の規定による認可の申請に際し、次に掲げるところによること。

- イ 当該申請に係る工事計画は、別表第五上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げるとおりとすること。
- ロ 別表第一第三欄に掲げる書類及び図面の添付を省略すること。
- 二 法第九条第一項及び第十二条第一項の規定による認可を受けなければならない変更は、次に掲げるとおりとすること。**  
 イ 次に掲げる事項を前提とする工事計画又は鉄道施設の変更
- イ 鉄道の種類の変更
- 1 停車場間にわたる本線の増設  
 2 軌間の変更(普通鉄道に限る。)  
 3 動力の電気への変更並びに電気を動力とする鉄道にあつては、電気方式及び電車線の標準電圧の変更
- 4 軌間の変更(普通鉄道に限る。)  
 5 駅の新設又は移設  
 6 本線の高架式構造及び地下式構造への変更  
 7 長さ一キロメートル以上にわたる軌道中心線の変更
- ロ イに掲げるもののほか、別表第五の一上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる工事計画又は鉄道施設の変更
- 三 前号に掲げるもののほか、工事計画の変更については、その変更後、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りること。
- 四 第二号に掲げるもののほか、鉄道施設の変更については、これを届け出ることを要しないこと。
- 三 特定認定鉄道事業者の鉄道施設に係る簡略化された手続**
- 第二十七条の二** その設置する事務所について特定認定を受けた鉄道事業者(以下「特定認定鉄道事業者」という。)は、認定事務所が鉄道施設を設計し、かつ、設計の確認をした場合には、法第十四条第二項の規定に基づき、次に掲げる簡略化された手続によることができる。ただし、急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限行為に係るものについては、この限りでない。
- 一 法第八条第一項、第九条第一項及び第十二条第一項の規定による認可の申請に際し、次に掲げることによる。
- 二 同表中欄に掲げるとおりとする。
- イ 当該申請に係る工事計画は、別表第五の三上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げるとおりとする。
- ロ 別表第一第三欄に掲げる書類及び図面の添付を省略すること。
- 二 法第九条第一項及び第十二条第一項の規定による認可を受けなければならない変更は、次に掲げるとおりとする。
- イ 別表第五の三上欄に掲げる鉄道施設又はこれを構成する同欄若しくは同表中欄に掲げる施設の新設(別表第六中欄及び別表第七中欄に掲げる新設を除く。)
- ロ 別表第五の四上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる変更
- 三 法第九条第一項ただし書及び第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更是、別表第六上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げるとおりとすること。
- 四 別表第七上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる変更(法第八条第一項の認可及び法第十二条第三項の検査に係る工事計画の変更に限る。)については、当該変更後、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りること。
- 五 前号に掲げるもののほか、別表第七上欄に掲げる鉄道施設の種類ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる変更については、当該変更後、毎期(四月を起算月とする毎十二月を一の期とする。)及び次条において同じ。及び第十二条第一項の規定による認可の申請に際し、次に掲げるところによること。

(急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に係る簡略化された手続)

**第二十七条の三** 認定鉄道事業者は、認定事務所が鉄道施設の設計及び設計の確認であつて、急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限行為に係るものを行おうとするときは、法第十四条第二項の規定に基づき、前条第一号に掲げる簡略化された手続に限り、これによることができる。  
 (一般認定鉄道事業者の車両に係る簡略化された手続)

一般認定鉄道事業者は、認定事務所が車両を設計し、かつ、設計の確認をした場合に、  
 は、法第十四条第二項の規定に基づき、次に掲げる簡略化された手続によることがある。

一 法第十三条第一項及び第二項の規定による確認の申請に際し、次に掲げるところによること。

イ 使用区間の記載を省略すること。  
 ロ 当該申請に係る構造又は装置は、別表第八上欄に掲げる車両の設備の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる事項とすること。

ハ 第二十条第四項各号に掲げる書類及び図面の添付を省略すること。

二 車両の諸元を示す書類及び主要寸法を示す図面(法第十三条第二項の規定による確認の申請にあつては、構造又は装置の変更に伴いその内容が変更されるものに限る。)を添付すること。

二 法第十三条第一項の確認を受けた車両の使用区間を変更して当該車両を鉄道事業の用に供しようとする場合及び他の鉄道事業者又は軌道経営者が現にその事業の用に供している車両を鉄道事業の用に供しようとする場合(構造又は装置の変更を伴う場合を除く。)には、同項の確認を受けることを要しないこと。

三 法第十三条第二項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、別表第九上欄に掲げる車両の設備の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとすること。

四 法第十三条第三項の規定による車両の構造又は装置の変更の届出に当たつては、第一号ニに掲げる書類及び図面のうち構造又は装置の変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。

(特定認定鉄道事業者の車両に係る簡略化された手続)

**第二十八条の二** 前条の規定(第一号ニ及び第四号に係る部分を除く。)は、特定認定鉄道事業者の車両に係る簡略化された手続について準用する。この場合において、同条第一号ロ中「別表第八」とあるのは「別表第八の二」と読み替えるものとする。

(設計確認書の添付)

**第二十八条の三** 認定鉄道事業者は、法第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の規定に基づく認可若しくは確認の申請又は届出(次条第二項において「認可等の申請等」という。)に際し、第二十七条から前条までの規定に基づく簡略化された手続によりこれをしようとするときは、当該申請又は届出に当たつて添付しなければならない書類及び図面のほか、設計確認書(認定事務所が鉄道施設等を設計し、かつ、設計の確認をしたことを証する書類)を添付しなければならない。

(認定を取り消された場合等の措置)  
**第二十八条の四** 認定鉄道事業者は、法第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第三項(法第十三条の規定に基づき認可若しくは確認を受け、又は届出をした後に、その認定事務所が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、法第十四条第二項の規定に基づく簡略化された手続の下で省略された鉄道施設の工事計画並びに車両の構造又は装置の内容に係る書類及び図面を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当することとなつた日以前に既に当該事項に係る鉄道施設等が事業の用に供されている場合にあつては、この限りでない。法第十四条第四項又は第二十五条の二第一項の規定により認定事務所がその認定を取り消され、又はその認定の効力を停止させられたとき。)

2 第二十五条第一項の規定により認定がその効力を失つたとき。  
 前項の規定による書類及び図面の提出があつたときは、当該書類及び図面に記載された事項を工事計画及び車両の構造又は装置並びにその添付書類及び添付図面に記載された事項とみなす、かつ、既に行つた当該事項に係る鉄道施設等に係る認可等の申請等の手続は、簡略化されない手続によりしたものとみなす。

(機構が十分な能力を有する鉄道施設の設計)

**第二十九条** 法第十四条第五項の国土交通省令で定める鉄道施設の設計の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第二百八十号。以下「機構法」という。)第十三条第一項の規定により行う同項第五号の鉄道施設の建設又は大改良に係るもの(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が設計の確認及び竣工の確認を行うものに限る。次号において同じ。)

二 機構法第十三条第四項の規定により行う同項第二号の鉄道施設の設計及び工事(機構が十分な能力を有するものとして国土交通大臣が告示で定める鉄道の種類に係るものに限る。)

(機構が行つた設計に係る簡略化された手続)

**第二十九条の一** 第二十七条、第二十七条の三及び第二十八条の三の規定は、法第十四条第五項の規定に基づき機構が行つた設計に係る鉄道施設についての簡略化された手続について準用する。この場合において、第二十八条の三中「法第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項(法第十ニ条第四項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の規定に基づく認可若しくは確認の申請又は届出(以下「認可等の申請等」という。)とあるのは「法第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項若しくは第二項の規定に基づく認可の申請又は届出」と、「設計確認書(認定事務所が鉄道施設等を設計し、かつ、設計の確認をしたことを証する書類をいう。)」とあるのは「機構が鉄道施設を設計し、かつ、設計の確認をしたことを証する書類」と読み替えるものとする。

(機構が鉄道施設の竣工の確認を行うことができなくなつた場合の措置)

**第二十九条の二** 第二十八条の四(第一項ただし書を除く。)の規定は、機構が当該鉄道施設に係る竣工の確認を行つことができなくなつたときについて準用する。

(鉄道線路の使用条件の認可申請)

**第三十条** 法第十五条第一項の国土交通省令で定める使用条件は、次のとおりとする。

一 使用料及びその收受方法

二 使用の開始予定期間及びその期間

三 管理の方法

四 前三号に掲げるもののほか、鉄道事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、そ

の事項の事項に掲げるもののほか、鉄道事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、そ

の事項に掲げる事項を記載した使用条件設定(変更)認可申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 設定し、又は変更しようとする使用条件を適用する鉄道線路

三 設定し、又は変更しようとする使用条件(変更の認可申請の場合は、新旧の対照を明示すること。)

四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 使用契約書の写し

二 使用料の算出の基礎を記載した書類(変更の認可申請の場合には、使用料を変更しようとするときに限る。)

(鉄道線路の譲渡条件の認可申請)

第三十一条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める譲渡条件は、次のとおりとする。

一 譲渡価格及びその收受方法

二 譲渡の期限

三 前二号に掲げるもののほか、鉄道事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、そ  
の事項

法第十五条第二項の規定により鉄道線路の譲渡条件の設定又は変更の認可を申請しようとする  
者は、次に掲げる事項を記載した譲渡条件設定(変更)認可申請書を提出しなければなら  
ること。)

四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由

一 譲渡価格の算出の基礎を記載した書類(変更の認可申請の場合には、譲渡価格を変更しよう  
とするときに限る。)

二 譲渡価格の算出の基礎を記載した書類(変更の認可申請の場合には、譲渡価格を変更しよう  
とするときに限る。)

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 譲渡契約書の写し

二 譲渡価格の算出の基礎を記載した書類(変更の認可申請の場合には、新旧の対照を明示す  
ること。)

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 設定し、又は変更しようとする譲渡条件を適用する鉄道線路

三 設定し、又は変更しようとする譲渡条件(変更の認可申請の場合には、新旧の対照を明示す  
ること。)

四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由

(旅客運賃等の上限の認可申請)

第三十二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める旅客の料金は、特別急行料金、急行料金そ  
の他の運送の速達性を役務の基本とする料金(以下「特別急行料金等」という。)であつて、新  
幹線鉄道に係るものとする。

二 法第十六条第一項の規定により旅客運賃等の上限の設定又は変更の認可を申請しようとする者  
は、次に掲げる事項を記載した運賃(料金)上限設定(変更)認可申請書を提出しなければなら  
ない。

一 氏名又は名称及び住所

二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の上限を適用する路線

三 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の上限の種類、額及び適用方法(変更の認可申請  
の場合は、新旧の対照を明示すること。)

四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由

三 前項の申請書には、原価計算書その他の旅客運賃等の上限の額の算出の基礎を記載した書類を  
添付しなければならない。

四 鉄道事業者は、旅客運賃等を第二項第三号の上限の種類、額及び適用方法と同じものとする場  
合には、第二項の申請書にその旨を記載した書類を添付することができる。この場合において、  
国土交通大臣が法第十六条第一項の規定による認可をしたときは、当該旅客運賃等について法第  
十六条规定による届出がなされたものとみなす。

(旅客運賃等の届出)

第三十三条 法第十六条第三項又は第四項の規定により旅客運賃等の設定又は変更の届出をしよう  
とする者は、次に掲げる事項を記載した運賃(料金)設定(変更)届出書を提出しなければなら  
ない。

一 氏名又は名称及び住所

二 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の設定又は変更の届出に係るものに限る。)

三 設定し、又は変更しようとする旅客運賃等の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合に  
は、新旧の対照を明示すること。)

四 適用する期間その他の条件を付す場合には、その条件

法第十六条第四項の規定による旅客運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、原  
価計算書その他の旅客運賃等の額の算出の基礎を記載した書類及び前項に規定する事項について

2 法第十六条第四項の規定による旅客運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、原  
価計算書その他の旅客運賃等の額の算出の基礎を記載した書類及び前項に規定する事項について

法第十六条第四項に規定する協議会において協議が調つてることを証する書類を添付しなけれ  
ばならない。

(収支の状況の公表)

第三十三条の二 法第十六条第七項の規定による収支の状況の公表は、毎事業年度の終了後八月以  
内に行わなければならない。

二 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければなら  
ない。

三 前二号に掲げるもののほか、鉄道事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、そ  
の事項

法第十五条第二項の規定により鉄道線路の譲渡条件の設定又は変更の認可を申請しようとする  
者は、次に掲げる事項を記載した譲渡条件設定(変更)認可申請書を提出しなければなら  
ること。)

四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由

一 譲渡価格の算出の基礎を記載した書類(変更の認可申請の場合には、譲渡価格を変更しよう  
とするときに限る。)

二 譲渡価格の算出の基礎を記載した書類(変更の認可申請の場合には、譲渡価格を変更しよう  
とするときに限る。)

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 設定し、又は変更しようとする譲渡条件を適用する鉄道線路

三 設定し、又は変更しようとする譲渡条件(変更の認可申請の場合には、新旧の対照を明示す  
ること。)

四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由

(旅客の料金の届出)

第三十四条 法第十六条第八項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金そ  
の他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。

二 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければなら  
ない。

三 座席指定料金その他の座席の確保に係る料金

四 利用者の円滑な移動及び施設の利用のために設けられる設備による安全かつ円滑な運送の確  
保に係る料金

二 第三十一条第一項の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者につい  
て準用する。

三 第三十一条第一項の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者につい  
て準用する。

四 実施予定期に運行する列車の発着時刻(列車運行図表をもつて示すこと。)

二 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 設定し、又は変更しようとする列車の最高許容速度が安全上支障のないものであることを証  
する書類

二 運転曲線図(変更の届出の場合には、既に提出されたものと異なるときに定めた最高許容速  
度を記載しなければならない。

三 第一項第三号イの最高許容速度については、次に掲げる事項の異なるごとに定めた最高許容速  
度を記載しなければならない。

一 鉄道線路の構造及び車両の走行性能

二 軌道中心線の曲線半径及び車両の曲線通過性能

三 軌道中心線のこう配及び車両の制動性能

(運輸に関する協定の届出)

第三十五条 法第十八条の規定により運輸に関する協定の設定又は変更の届出をしようとする者  
は、次に掲げる事項を記載した運輸に関する協定の設定又は変更の届出をしようとする者

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに運送機関の種類

二 設定し、又は変更しようとする協定の内容(変更の届出の場合には、新旧の対照を明示す  
こと。)

三 設定し、又は変更しようとする協定の効力発生の日及び存続の期間

二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 協定書の写し

二 協定の実施方法の細目を記載した書類

## (安全管理規程の届出)

**第三十六条の二** 法第十八条の三第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

## 一 氏名又は名称及び住所

## 二 実施予定期

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

## 一 設定した安全管理規程

## 二 その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

鉄道事業者は、前二項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとするときは、当該安全管理規程設定届出書を、次の各号に掲げる鉄道事業者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める日までに、提出しなければならない。

一 第一種鉄道事業者又は第二種鉄道事業者 法第八条第一項の規定に基づく最初の工事の施行の認可の申請日、法第十二条第一項の規定に基づく最初の鉄道施設の変更の認可の申請日、同条第二項の規定に基づく最初の鉄道施設の変更の届出日、法第十三条第一項の規定に基づく最初の車両の確認の申請日、同条第二項の規定に基づく最初の車両の変更の確認の申請日、同条第三項の規定に基づく最初の車両の変更の届出日又は法第十七条の規定に基づく最初の列車の運行計画の届出日のいずれか早い日

二 第二種鉄道事業者 法第八条第一項の規定に基づく最初の工事の施行の認可の申請日、法第十二条第一項の規定に基づく最初の鉄道施設の変更の認可の申請日、同条第二項の規定に基づく最初の車両の確認の申請日、同条第三項の規定に基づく最初の車両の変更の届出日又は運行の開始日のいずれか早い日

三 安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所  
二 変更後の安全管理規程の実施予定期  
三 変更を必要とする理由  
四 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

5 一 安全管理規程の変更箇所の新旧対照表  
二 安全管理規程の変更箇所の新旧対照表  
三 その他変更後の安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

**第三十六条の三** 法第十八条の三第二項の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。ただし、第二号ニ及びホ、第三号チ及びヌ並びに第五号に掲げる事項については、第三種鉄道事業者にあつては、この限りでない。  
一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項  
イ 基本的な方針に関する事項  
ロ 関係法令等（関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めをいう。以下同じ。）の遵守に関する事項  
二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項  
イ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項  
ハ 安全統括管理者の責務に関する事項  
ニ 運転管理者的責務に関する事項  
ホ 乗務員指導管理者（第三十六条の七に規定する乗務員指導管理者をいう。以下同じ。）の選任及びその責務に関する事項  
ヘ ハからホまでに掲げる者のほか、輸送の安全の確保のために必要な管理者を選任する場合にあつては、当該管理者の選任及びその責務に関する事項

**第三十六条の四** 法第十八条の三第二項第四号の国土交通省令で定める安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 鉄道事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して十年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 当該鉄道事業者における輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する権限を有する者であること。

三 法第十八条の三第七項の命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運転管理者の要件）

**第三十六条の五** 法第十八条の三第二項第五号の国土交通省令で定める運転管理者の要件は、次

いすれにも該当することとする。

（運転管理者の要件）

- 一 鉄道の運転に関する業務の経験の期間が通算して十年以上（告示で定める鉄道にあつては、五年以上）である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- 二 当該鉄道事業者における法第十八条の三第二項第一号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関する業務を管理する権限を有する者であること。
- 三 法第十八条の三第七項の命令により解任され、その解任の日から一年を経過しない者でないこと。
- （安全統括管理者及び運転管理者の選任及び解任の届出）
- 第三十六条の六** 法第十八条の三第五項の規定により、安全統括管理者又は運転管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運転管理者）選任（解任）届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運転管理者の氏名及び生年月日
- 三 選任し、又は解任した年月日
- 四 解任の場合にあつては、その理由
- 2 前項の安全統括管理者（運転管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第三十六条の四に規定する要件を備えることを証明する書類
- 二 運転管理者選任届出書 選任された運転管理者が第三十六条の五に規定する要件を備えることを証明する書類（乗務員指導管理者）
- 第三十六条の七** 第一種鉄道事業者及び第二種鉄道事業者は、運転管理者の行う業務のうち、乗務員として必要な適性、知識、技能その他の資質（次項において「必要な資質」という。）の保持及び向上に関するものを補助させるため、乗務員が所属する事務所ごとに乗務員指導管理者を選任しなければならない。
- 2 乗務員指導管理者は、運転管理者を補助し、管理する乗務員について、必要な資質が保持されるよう努めなければならない。（国土交通大臣による輸送の安全に関する情報の公表）
- 第三十六条の八** 法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に関する情報は、次のとおりとする。
- 一 法第十九条の規定による届出に係る事項
- 二 法第十九条の二の規定による届出に係る事項
- 三 法第二十三条第一項の規定による命令（輸送の安全に関してされたものに限る。）に係る事項
- 四 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十七条第一項から第四項までの規定による勧告に係る事項
- 五 鉄道事業者に対してされた行政指導（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第六号に規定する行政指導のうち、輸送の安全に関してされたものに限る。）に係る事項
- 六 鉄道事業者が前号の行政指導に基づき講じた改善措置に係る事項
- 七 鉄道事業者による輸送の安全に関する設備投資の状況に係る事項
- 八 輸送の安全に関する鉄道施設の状況に係る事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、そのとおりとする。
- （鉄道事業者による安全報告書の公表）
- 第三十六条の九** 法第十九条の四の規定による安全報告書の公表は、毎事業年度の終了後六月以内に行わなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。（安全報告書）
- 第三十六条の十** 法第十九条の四の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次のとおりとする。
- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項
- 三 法第十九条及び法第十九条の二の規定による届出に係る事項並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置
- 四 輪送の安全を確保するための講じようとする措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その措置及び講じようとする措置
- （繰延資産整理の許可申請）
- 第三十七条** 法第二十二条第二項の規定により繰延資産として整理することの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した繰延資産整理許可申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 繰延資産として整理しようとする損失及び費用に相当する額
- 三 繰延資産として整理することを必要とする理由
- 四 当該繰延資産の償却の方法
- （土地の立入り及び使用の許可申請）
- 第三十七条の二** 法第二十二条第一項の規定により土地の立入り又は使用（第二号及び第五号において「立入り等」という。）の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した土地立入り許可申請書又は土地一時使用許可申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 立入り等の目的
- 三 土地の所在地
- 四 土地の所有者及び占有者の氏名又は名称及び住所
- 五 立入り等の期間
- 六 許可申請の事情
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 土地の所有者及び占有者と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかつたときは、その理由を記載した書類）
- 二 土地の登記事項証明書（未登記の土地については、土地台帳の謄本。第三十七条の四第一項第三号において同じ。）その他の土地に関する権利関係を示す書類
- 三 土地の所在地を記載した図面（輸送の安全の確保に必要な鉄道施設）
- 第三十七条の三** 法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める鉄道施設は、次のとおりとする。
- 一 鉄道線路
- 二 運転保安設備
- 三 電路設備
- （植物の伐採等の許可申請）
- 第三十七条の四** 法第二十二条の二第一項の規定により植物の伐採若しくは移植又は土石の除去（以下この項において「植物の伐採等」という。）の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した植物伐採等許可申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 植物の伐採等の目的

- 三 植物又は土石（次項第一号及び第四号において「植物等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所

四 植物の伐採等の方法

五 植物の伐採等の時期

六 許可申請の事情

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 植物等の所有者と交渉した経過を記載した書類（交渉することができなかつたときは、その理由を記載した書類）

二 植物の伐採又は移植にあつては、立木の登記事項証明書その他の植物に関する権利関係を示す書類

三 土地の登記事項証明書その他の土地に関する権利関係を示す書類

四 植物等の所在地、種類、数量及び状態を示す書類及び図面

（旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための措置）

**第三十七条の五 法第二十二条の三第一項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とす**

**第三十七条の五 法第二十二条の三第一項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とす**

一 他の鉄道事業者との間の相互直通運転又は同一のプラットホームでの対面による接続

二 他の運送事業者との間の旅客の乗継ぎを円滑にするための改札口の新設その他の鉄道施設の建設又は改良

三 貨物利用運送事業者等の運送との間の貨物の引継ぎを円滑にするための駅における鉄道線路の配線の変更その他の鉄道施設の建設又は改良

四 他の運送事業者の運送との間の乗車券の共通化又は旅客の乗継ぎ若しくは貨物の引継ぎに関する分かりやすい情報提供

五 前各号に掲げるもののほか、他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための措置

（乗継円滑化措置に係る協議に応じない正当な理由）

**第三十七条の六 法第二十二条の三第二項の国土交通省令で定める正当な理由は、次の各号のいずれかに該当することとする。**

一 当該乗継円滑化措置により鉄道施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

二 当該乗継円滑化措置の実施が、技術的に困難であるとき又は利用者の利便の増進の程度、建設若しくは改良に要する費用等を考慮して明らかに必要がないとき。

（協議の開始又は再開の命令）

**第三十七条の七 法第二十二条の三第三項の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議開始（再開）命令申立て書を提出しなければならない。**

一 氏名又は名称及び住所

二 協議の相手方の氏名又は名称

三 協議を求めた乗継円滑化措置の概要

四 申立てに至った経緯

五 当該相手方が当該乗継円滑化措置の実施に係る協議を行わない理由が、前条各号のいずれにも該当しない理由

2 国土交通大臣は、前項の申立て書を受け付けたときは、協議を求められた鉄道事業者に対し、遅滞なく当該申立て書の写しを送付する。

3 前項の鉄道事業者は、第一項の申立て書について意見があるときは、国土交通大臣に意見書を提出することができる。

一 氏名又は名称及び住所

**第三十七条の八 法第二十二条の三第四項の国土交通大臣の裁定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を提出しなければならない。**

（裁定）

- 二 協議の相手方の氏名又は名称及び住所  
三 講じようとする乗継円滑化措置の概要  
四 法第二十二条の三第三項の協議の開始又は再開が命ぜられた年月日  
五 裁定を受けようとする事項  
六 当該乗継円滑化措置に係る協議の経緯

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項中「協議を求められた」とあるのは「協議の相手方たる」と読み替えるものとする。  
(列車の運行の管理等の受委託の許可申請)

第三十八条 法第二十五条第一項の国土交通省令で定める鉄道事業に係る業務の管理は、次のとおりとする。



- 二 法第三十三条第一項各号に掲げる事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 索道施設の設置の場所を示す図面
- 三 別表第十上欄に掲げる索道施設の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる書類及び図面
- 四 工事着手予定時期及び工事完成予定時期を記載した書類
- 五 第二条第二項第九号、第十号又は第十一号及び第十二号に掲げる書類
- 六 工事に伴う人に対する危害の防止方法を記載した書類
- (心身の故障により索道事業を適確に遂行することができない者)
- 第四十五条の二** 法第三十八条において準用する法第六条第四号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により索道事業を適確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。
- (予定する区間)
- 第四十六条** 法第三十三条第一項第一号の予定する区間については、次に掲げる事項を記載するとともに、前条第二項第一号の索道施設の設置の場所を示す図面にこれらの事項を明示しなければならない。
- 一 起点及び終点
- 2 前条第二項第一号の索道施設の設置の場所を示す図面(縮尺五万分の一以上の平面図)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 線路中心線
- 二 停留場の位置及び名称
- 三 地形及び主要な地物
- 四 縮尺及び方位
- (索道の種類)
- 第四十七条** 法第三十三条第一項第二号の国土交通省令で定める索道の種類は、次のとおりとする。
- 一 普通索道(扉を有する閉鎖式の搬器を使用して旅客又は旅客及び貨物を運送する索道をいう。)
- 二 特殊索道(外部に解放された座席で構成されるいす式の搬器を使用して旅客を運送する索道をいう。)
- (索道施設に関する工事計画)
- 第四十八条** 法第三十三条第一項第三号の国土交通省令で定める索道施設に関する工事計画には、別表第十上欄に掲げる索道施設の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、当該記載事項が区間又は箇所によつて異なるときは、当該異なる区間又は箇所ごとに記載しなければならない。(線路実測図)
- 第四十九条** 第四十五条第二項第二号の線路実測図は、次の二種とする。
- 一 平面図(縮尺は、二千分の一以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。)
- イ 起点及び終点並びに線路中心線の経過市町村名及びその境界線
- ロ 線路中心線から少なくとも左右四十メートルにわたる区域内の地形及び地物
- ハ 線路中心線の二百メートルごとの遮加距離
- ニ 停留場の位置、名称及び中心キロ
- ホ 縮尺及び方位
- 二 縦断面図(縮尺は、二千分の一以上とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。)
- イ 線路中心線に係る五十メートル以内ごとの地面の高さ
- ロ 線路が横断する地物の位置及び高さ

- ハ 停留場の位置及び名称
- 二 縮尺
- (旅客の運賃の届出)
- 第五十条** 法第三十六条の国土交通省令で定める種類の索道は、次のとおりとする。
- 一 積雪地においてスキーをしようとする旅客を運送する普通索道
- 二 遊戯施設の敷地内において、これらの施設を利用する旅客を運送する普通索道
- 三 特殊索道
- 2 法第三十六条の規定により旅客の運賃の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃設定(変更)届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 設定し、又は変更しようとする旅客の運賃の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合には、新旧の対照を明示すること。)
- 3 実施予定期間
- (事業の休廃止の届出)
- 第五十一条** 法第三十七条第一項の規定により索道事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止(廃止)届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 休止し、又は廃止した区間
- 3 休止の届出の場合には、休止の予定期間
- 一 休止し、又は廃止の日
- 二 再開しようとする区間
- 3 再開の予定期間
- 2 前項の届出書には、索道施設の基準適合確認書を添付しなければならない。
- (索道施設に関する工事計画の変更の届出)
- 第五十二条** 法第三十七条第二項の規定により索道事業の再開の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した索道事業再開届出書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 再開しようとする区間
- 3 再開の予定期間
- 2 (索道施設に関する工事計画の変更の届出)
- 第五十三条** 第十四条の規定は、法第三十八条において準用する法第九条第一項の規定による索道施設に関する工事計画の変更の認可の申請について準用する。この場合において、第十四条第二項中「第十条第二項各号」とあるのは、「第四十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号」と読み替えるものとする。
- (索道施設に関する工事計画の変更の届出)
- 第五十四条** 法第三十八条において準用する法第九条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、別表第十一上欄に掲げる索道施設の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限行為に係るものについては、この限りでない。
- 2 第十五条第二項及び第三項の規定は、法第三十八条において準用する法第九条第三項の規定による索道施設に関する工事計画の変更の届出について準用する。この場合において、第十五条第三項中「前条第二項」とあるのは、「第五十三条の規定により読み替えて準用される第十四条第二項」と読み替えるものとする。
- 第五十五条** 削除
- (索道施設の変更の認可申請)
- 第五十六条** 第十六条第一項及び第二項の規定は、法第三十八条において準用する法第十二条第一項の規定による索道施設の変更の認可の申請について準用する。この場合において、第十六条第二項中「第十条第二項各号」とあるのは、「第四十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号」と読み替えるものとする。

- |  |  |
|--|--|
| 2 第四十八条の規定は、法第三十八条において準用する法第十二条第一項の索道施設に関する工事計画の変更の認可の申請及び届出について準用する。                                | 3 第五十三条及び第五十四条の規定は、法第三十八条において準用する法第十二条第四項において準用する法第九条第一項及び第三項の規定による索道施設に関する工事計画の変更の認可の申請及び届出について準用する。  |
| (索道施設の変更の届出)   | (索道施設の変更の届出)   |
| <b>第五十七条</b> 第五十四条第一項の規定は、法第三十八条において準用する法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。                        | 2 第五十三条第二項及び第三項の規定は、法第三十八条において準用する法第十二条第二項の規定による索道施設の変更の届出について準用する。この場合において、第十七条第三項中「前条第二項」とあるのは、「第五十六条第一項の規定により読み替えて準用される第十六条第二項」と読み替えるものとする。 |
| (運輸に関する協定の届出)  | (運輸に関する協定の届出)  |
| <b>第五十八条</b> 第三十六条の規定は、法第三十八条において準用する法第十八条の規定による運輸に関する協定の設定又は変更の届出について準用する。                          | 3 第五十八条第一項の規定は、法第三十八条において準用する法第十二条第一項ただし書の規定による運輸に関する協定の設定又は変更の届出について準用する。   |
| (安全管理規程の届出)  | (安全管理規程の届出)  |
| <b>第五十八条の二</b> 第三十六条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十八条において準用する法第十八条の三第一項の規定による安全管理規程の設定の届出について準用する。               | 2 索道事業者は、前項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとするときは、当該安全管理規程設定届出書を、索道施設の工事の着手の日又は索道の運行の開始日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。   |
| 一 管理規程の内容は、次のとおりとする。   | 3 第三十六条の二第四項及び第五項の規定は、法第三十八条において準用する法第十八条の三第一項の規定による安全管理規程の変更の届出について準用する。  |
| 二 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項   | (安全管理規程の内容)  |
| イ 基本的な方針に関する事項   |  |
| ロ 関係法令等の遵守に関する事項   |  |
| 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項   |  |
| イ 組織体制に関する事項   |  |
| ロ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項   |  |
| ハ 安全統括管理者の責務に関する事項   |  |
| ニ 索道技術管理者の責務に関する事項   |  |
| ホ 索道技術管理員(第五十八条の七に規定する索道技術管理員をいう。以下同じ。)の選任及びその責務に関する事項   |  |
| ト 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項   |  |
| チ 情報の伝達及び共有に関する事項  |  |
| リ 事故、灾害等の防止対策の検討及び実施に関する事項   |  |
| リ 運行開始前の索道施設の点検に関する事項  |  |
| リ 事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項  |  |
| リ 索道施設の設置、改良及び保守に関する事項   |  |
| リ 關係法令等及び事業に係る決定に関する記録その他の輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項  |  |
| リ 運行開始前の索道施設の点検に関する事項  |  |
| (索道事業者による輸送の安全にかかる情報の公表)   |  |
| <b>第五十八条の八</b> 第三十六条の八(第一項第四号、第七号及び第八号を除く。)の規定は、法第三十八条において準用する法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報について準用する。 | (索道事業者による安全報告書の公表)   |
| (索道事業者による安全報告書の公表)   |  |
| <b>第五十八条の九</b> 第三十六条の九の規定は、法第三十八条において準用する法第十九条の四の規定による安全報告書の公表について準用する。                              |  |

(安全報告書)

**第五十八条の十** 第三十六条の十の規定は、法第三十九条において準用する法第三十九条の四の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報について準用する。

(運行の管理等の受委託の許可申請)

**第五十九条** 法第三十九条において準用する法第二十五条第一項の国土交通省令で定める索道事業に係る業務の管理は、次のとおりとする。

一 索道の運行の管理

二 索道施設の保守の管理

2 第三十八条第二項及び第三項の規定は、法第三十八条において準用する法第二十五条第一項の規定による索道事業に係る業務の管理の委託及び受託の許可の申請について準用する。

(事業の譲渡及び譲受の認可申請)

**第六十条** 第三十九条の規定は、法第三十八条において準用する法第二十六条第一項の規定による索道事業の譲渡及び譲受の認可の申請について準用する。この場合において、第三十九条第二項第三号中「並びに第十二号及び第十三号」とあるのは、「及び第十二号」と読み替えるものとする。

(法人の合併又は分割の認可申請)

**第六十一条** 第四十条の規定は、法第三十八条において準用する法第二十六条第二項の規定による索道事業者たる法人の合併又は分割の認可の申請について準用する。この場合において、第四十条第二項第三号中「並びに第十二号及び第十三号」とあるのは、「並びに第十二号」と読み替えるものとする。

(相続による事業継続の認可申請)

**第六十二条** 第四十一条の規定は、法第三十八条において準用する法第二十七条第一項の規定による索道事業の相続による継続の認可の申請について準用する。この場合において、第四十一条第二項第二号中「並びに第十二号及び第十三号」とあるのは、「並びに第十二号」と読み替えるものとする。

第四章 削除

**第六十三条から第六十七条まで 削除**

第五章 雜則

**第六十八条 削除**

(軌道からの変更の許可申請)

**第六十九条** 法第六十二条第一項の規定により軌道からの変更の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した軌道からの変更許可申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 変更に係る路線

三 事業基本計画

四 変更を必要とする理由

2 第五条第一項の規定は、前項第三号の事業基本計画について準用する。

(軌道からの変更の許可を受けた者に対する法の適用)

**第七十条** 法第六十二条第一項の許可を受けた者に係る軌道法又は同法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、法又は法に基づく命令中相当する規定があるものは、同条第三項に規定するものを除き、法又は法に基づく命令によりしたものとみなす。

(権限の委任)

**第七十一条** 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一 法第七条第一項の認可であつて次に掲げるもの

イ 第五条第一項第二号ニ(設計通過トン数に限る)及び第四号から第六号までに掲げる事項に係るもの(新幹線鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)附則に規定するもの)

則第六項に規定する暫定整備計画に係る同項第一号の新幹線鉄道規格新線及び同項第二号の新幹線鉄道直通線(第十号の五及び次項第四号において「新幹線鉄道等」という。)に係るもの(を除く。)

ロ 法第四条第一項第八号及び第十号に掲げる事項に係るもの(期間を限定する第二種鉄道事業の許可を受けた者及び法第五条第二項の適用を受けて鉄道事業の許可を受けた者(第五号の二ハにおいて「特定目的鉄道事業者」という。)に鉄道線路を使用させる場合に限る。)

ハ 法第八条第一項の認可(都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)第五条第四項に規定する認定速達性向上計画に記載された速達性向上事業に係るものに限る。)

二 法第九条第一項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)の認可及び法第九条第三項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

一の三 法第十条第一項及び第十一条第一項の検査(特殊な構造を有する鉄道施設として国土交通大臣が告示で定めるものに係るもの)を除く。)

四 法第十二条第一項の認可、同条第二項の規定による届出の受理、同条第三項の検査

五 法第十三条第一項の確認(第二十条第二項及び第三項に規定するものに限る。)、法第十三条第二項の確認及び同条第三項の規定による届出の受理

六 法第十五条第一項及び第二項の認可であつて次に掲げるもの

イ 年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額(軌道事業を兼営する鉄道事業者については、軌道事業による年間の旅客の運賃及び料金の収入額又は収入予想額を加算した額)百億円を基準として国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの

ロ 専ら貨物を運送する鉄道事業者(貨物の運送に係る路線の長さ、貨物の運送量等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者(第八号及び第九号において「特定貨物鉄道事業者」という。)にあつては、普通貨物を運送する鉄道事業者(第八号及び第九号において「特定旅客鉄道事業者」という。)にあつては、普通旅客運賃、定期旅客運賃、特別急行料金その他の基本的な旅客運賃等)に係るもの(軽微なもの)を除く。)に鉄道線路を使用させ又は譲渡する場合の使用条件又は譲渡条件に係るもの

ハ 期間を限定する第二種鉄道事業の許可を受けた者及び特定目的鉄道事業者に鉄道線路を使用させる場合の使用条件に係るもの

六 法第十六条第一項の認可であつて次に掲げるもの

イ 前号イの告示で定める鉄道事業者の旅客運賃等に係るもの

ロ イに掲げるもののほか、普通旅客運賃、定期旅客運賃その他の基本的な旅客の運賃(旅客の運送に係る路線の長さ、直通運輸の実施の状況等を考慮して国土交通大臣が告示で定める鉄道事業者(第八号及び第九号において「特定旅客鉄道事業者」という。)にあつては、普通旅客運賃、定期旅客運賃、特別急行料金その他の基本的な旅客運賃等)に係るもの(軽微なもの)を除く。)以外のもの

七 法第十六条第三項の規定による届出の受理であつて次に掲げるもの

イ 前号に掲げるもののほか、適用する期間、区間その他の条件が付されているもの

ロ イに掲げるもののほか、適用する期間、区間その他の条件が付されているもの

八 法第十六条第四項及び第八項の規定による届出の受理

九 法第十七条の規定による届出の受理(二以上の特定旅客鉄道事業者が行う直通運輸に係るもの及び特定貨物鉄道事業者に係るもの)を除く。)

九の二 法第十八条の三第一項の規定による届出の受理(変更の届出の受理に限る。)

九の三 法第十八条の三第五項の規定による届出の受理(運転管理者の選任又は解任の届出の受理に限る。)

九の四 法第十八条の三第七項の規定による命令(安全統括管理者に係るもの)を除く。)

九 法第十九条の規定による届出の受理

- 十の二 法第十九条の二の規定による届出の受理  
 十の三 法第二十二条第一項の許可  
 十の四 法第二十二条の二第一項の許可  
 十の五 法第二十二条の三第三項の協議の開始又は再開の命令（新幹線鉄道等に係るもの）を除く。次号及び第十二号において同じ。）  
 十の六 法第二十二条の三第四項の裁定  
 十一 法第二十五条第一項の許可  
 十二 法第二十五条第三項の規定による権限  
 十二 法第二十八条第一項の規定による届出の受理  
 十二の二 法第二十八条の二第二項の意見の聴取  
 十二の三 第二十五条第一項の認定の更新  
 十二の四 第二十五条の二第一項の規定による権限（認定の効力の停止に係るものに限る。）  
 十二の五 第二十六条の二第一項及び第二十六条の三第一項の承認  
 十二の六 第二十六条の三第一項ただし書の規定による届出の受理  
 十二の七 第二十七条第三号の規定による届出の受理  
 十二の八 第二十七条の二第四号及び第五号の規定による届出の受理  
 十二の九 第二十八条の四第一項及び第二十九条の三の規定による書類及び図面（法第八条第一項に係るもの）の提出の受理  
 十二の十 第三十六条の五第一号の規定による権限  
 十三 前各号に掲げるものほか、期間を限定して行う鉄道事業の許可及び法第五条第二項の適用を受けた鉄道事業の許可並びにこれらに係る鉄道事業に関する権限  
 十四 前各号に掲げるものほか、鉄道の種類が無軌条電車又は鋼索鉄道である鉄道事業に関する権限（法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表に係るもの）を除く。）  
 十五 索道事業に関する権限（法第三十八条において準用する法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表に係るもの）を除く。）  
 十六 専用鉄道に関する権限  
 2 法に規定する国土交通大臣の権限（前項各号に掲げるものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。  
 一 法第十六条第九項の命令（国土交通大臣の認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るもの）を除く。）  
 二 法第十八条の三第三項の規定による命令（前項第九号の二に係るものに限る。）  
 三 法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表（法第三十八条において準用する場合を含む。）  
 四 法第二十二条の四第一項の勧告及び同条第二項の公表（新幹線鉄道等に係るもの）を除く。）  
 五 法第二十三条第一項の規定による命令（国土交通大臣の許可若しくは認可又は国土交通大臣への届出をする事項に係るもの）を除く。）  
 六 法第五十五条及び第五十六条第一項から第三項までの規定による権限  
 （意見の聴取）  
**第七十二条** 地方運輸局長は、その権限に属する旅客運賃等の上限の認可に係する事案について調査を開始しようとするときは、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に表示する等適切な方法で公示しなければならない。  
**第七十三条** 法第六十五条第一項及び第二項の利害関係人（以下第七十五条までにおいて「利害関係人」という。）とは、次のいずれかに該当する者をいう。  
 一 鉄道事業における基本的な旅客運賃等の上限に関する認可の申請者  
 二 第一号の申請者と競争の関係にある者  
 三 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認められる者

相続人	者	鐵道事業	（届出）
	第七十八条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく（法人であつて、代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合には、その旨を同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。	第七十五条の二 地方運輸局長は、その権限に属する鉄道事業の停止の命令又は免許の取消しの処分に係る聴聞を行うに當たつては、その期日の十七日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該事案の件名に番号を付し、聴聞の日時及び場所並びに事案の内容を地方運輸局の掲示板に掲示する等適切な方法で公示しなければならない。	第七十五条の二 地方運輸局長は、法第六十五条第二項の意見の聴取を必要としない旨の書面による申出があつたときは、法第六十五条第二項の意見の聴取をしたものとみなす。
	第七十六条 削除	第七十七条 削除	2 被聴取者が正当な理由がないのに出頭しなかつたときは、被聴取者から意見の聴取を必要とする旨の書面による申出があつたときは、法第六十五条第二項の意見の聴取をしたものとみなす。
			3 聽聞の方法の特例

索道事業者が、死亡した場合（第六十二条において準該事業の許可をした地方運輸局による第四十一条の規定により申請書を提出した場合長を除く。）
2 前項の規定による届出（次の各号に掲げる場合に係るものに限る。）をしようとする者は、氏名又は名称及び住所を記載した届出書を提出しなければならない。
一 運輸を開始した場合
二 休止している鉄道事業を再開した場合（休止の期間が第五十一条の規定により届け出た休止の予定期間と異なる場合に限る。）
三 六月末満休止している索道事業を再開した場合（休止の期間が第五十一条の規定により届け出た休止の予定期間と異なる場合に限る。）
四 附則（書類の提出）
第七十九条 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事業案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事業案が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事業案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。
二 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。
三 （施行期日）
第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。（地方鉄道法施行規則等の廃止）
第二条 次に掲げる命令は、廃止する。
一 地方鉄道法施行規則（大正八年閣令第十号）
二 専用鉄道規程（大正八年閣令第十九号）
三 地方鉄道運賃割引規程（昭和十年鉄道省令第一号）
四 索道規則（昭和二十四年輸送省令第三十四号）
（事業基本計画記載事項の届出）
第三条 法附則第三条第一項の規定により法第三条第一項の免許を申請したものとみなされた者及び法附則第三条第二項又は第三項の規定により法第三条第一項の免許を受けたものとみなされた者は、この省令の施行の日から三月以内に、免許を申請し、又は免許を受けたものとみなされた鉄道事業について、当該鉄道事業の種別に応じて事業基本計画に記載すべき事項（第五条第一項第二号ニ、第三号及び第四号に掲げる事項に限る。）を記載した書類を運輸大臣（第七十一条第一項の規定により法第三条第一項の免許の権限が地方運輸局長に委任されている鉄道事業に係るものにあつては、地方運輸局長）に提出しなければならない。この場合には、当該書類に記載された事項を事業基本計画に記載された事項とみなして、法の規定を適用する。（鉄道線路の使用条件の届出）
第四条 法附則第三条第五項の規定により鉄道線路の使用条件の届出をしようとする者は、第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した使用条件届出書に同条第三項各号に掲げる書類を添付して、これを提出しなければならない。
第五条 法附則第三条第七項の規定により第一種鉄道事業を經營することについての認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した第一種鉄道事業経営認可申請書を提出しなければならない。（第一種鉄道事業の経営の認可申請）
第六条 法附則第三条第七項の規定により第三種鉄道事業を經營することについての認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三種鉄道事業経営認可申請書を提出しなければならない。（第三種鉄道事業の経営の認可申請）
三 事業基本計画（第五条第一項第一号ニ、第三号及び第四号に掲げる事項に限る。）
二 予定する路線
一 氏名又は名称及び住所
二 予定する路線（第五条第一項第二号ニに掲げる事項に限る。）
三 事業基本計画（第五条第一項第三号に掲げる事項に限る。）
四 第三十条第二項第三号に掲げる書類を添付しなければならない。
五 第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事項
六 第三十四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項
七 前項の申請書には、第二条第二項第一号、第三号から第五号まで及び第十号又は第十二号並びに第十三号及び第十四号に掲げる書類及び図面並びに第三十二条第二項及び第三十四条第三項の書類を添付しなければならない。
八 第二条第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。（鉄道事業のみなし免許等）
九 第八条 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第一種鉄道事業の免許があつたものとみなす。
十 二 法附則第三条第八項の規定による第三種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第三種鉄道事業の免許、法第十六条第一項の認可並びに同条第三項及び第四項の規定による届出があつたものとみなす。
十一 三 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
十二 四 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
十三 五 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
十四 六 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
十五 七 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
十六 八 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
十七 九 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
十八 十 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
十九 十一 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第二種鉄道事業を經營することについての認可があつたものとみなす。
二十 氏名又は名称及び住所
二十一 予定する路線
二十二 事業基本計画（第五条第一項第二号ニに掲げる事項に限る。）
二十三 第二種鉄道事業の経営の認可申請
二十四 第七条 法附則第三条第七項の規定により第二種鉄道事業を經營することについての認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した第二種鉄道事業経営認可申請書を提出しなければならない。
二十五 一 氏名又は名称及び住所
二 予定する路線
三 事業基本計画（第五条第一項第二号ニに掲げる事項に限る。）
四 第三十条第二項第三号に掲げる書類を添付しなければならない。
五 第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事項
六 第三十四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項
七 前項の申請書には、第二条第二項第一号、第三号から第五号まで及び第十号又は第十二号並びに第十三号及び第十四号に掲げる書類及び図面並びに第三十二条第二項及び第三十四条第三項の書類を添付しなければならない。
八 第二条第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。（鉄道事業のみなし免許等）
九 第八条 法附則第三条第八項の規定による第一種鉄道事業を經營することについての認可があつたときは、法第三条第一項の規定による第一種鉄道事業の免許があつたものとみなす。
十 第九条 附則第五条から前条までの規定は、法附則第三条第十項において準用する同条第七項の規定により鉄道事業を經營することについての認可を申請しようとする者について準用する（索道事業の許可申請等の特例）
十一 第十条 この省令の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の索道規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項の規定により索道事業の免許を申請している者は、この省令の施行の日から六月以内に、当該申請に係る索道施設に関する工事計画に記載すべき事項を記載した書類を地方運輸局長に提出しなければならない。この場合には、当該書類に記載された事項を索道施設に関する工事計画に記載された事項とみなして法の規定を適用し、同項の規定によりした索道事業の免許の申請を法第三十三条第一項の免許を受けた者であつて、この省令の施行の際旧規則第八条第一項の規定による工事施行の認可の申請をしていない者は、この省令の施行の日から六月以内に、当該申請に係る索道施設に関する工事計画に記載すべき事項を記載した書類を地方運輸局長に提出しなければならない。
十二 第十一条 旧規則第三条第一項の免許を受けた者であつて、この省令の施行の際旧規則第八条第一項の規定による工事施行の認可の申請をしていない者は、この省令の施行の日から六月以内に、当該申請に係る索道施設に関する工事計画に記載すべき事項を記載した書類を地方運輸局長に提出しなければならない。

(国が経営している索道事業に関する経過措置)

**第十二条** この省令の施行の際現に国が経営している索道事業については、第四十四条第二号の承認を受けたものとみなす。

(旧法に基づく処分、手続等の効力)

**第十三条** 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為で、法又はこの省令中相当する規定があるものは、法又はこの省令に規定するものを除き、法又はこの省令によりしたものとみなす。

附 則 (昭和六三年三月三一日運輸省令第六号)

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六年四月三〇日運輸省令第一二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一〇月二六日運輸省令第三一号) 拝

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(鉄道事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この省令の施行前に第一種鉄道事業又は第三種鉄道事業の免許を受けた路線であつて機関車により引かれる列車を運転するものに係る事業基本計画の記載事項については、この省令の施行の時における当該路線に係る事業基本計画について、この省令の施行後最初に鉄道事業法(以下「法」という。)第七条第一項の規定による事業基本計画の変更の認可の申請が行われるまでの間(第三項の規定による書類の提出が行われる路線にあつては、当該提出が行われるまでの間)は、なお従前の例による。

**3** 前項に規定する鉄道事業者は、第一項に規定する認可の申請前に、前項の規定に基づく書類を国土交通大臣に提出することができる。

**4** 第二項後段の規定は、前項の場合について準用する。

**第三条** この省令の施行前に法第八条第一項の規定による工事の施工の認可を受けた鉄道施設であつて新施行規則別表第一第一号(七)の中欄1(8)に規定するリニアモーター式普通鉄道に係るものの工事計画の記載事項については、次項の規定による工事計画の変更の認可の申請に係る处分が行われるまでの間は、なお従前の例による。

**2** 前項に規定する鉄道施設について法第八条第一項の規定による工事の施工の認可を受けた者は、この省令の施行の日から三月以内に、当該鉄道施設について法第九条第一項の規定による工事計画の変更の認可を申請しなければならない。

附 則 (平成三年四月二六日運輸省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年三月三〇日運輸省令第八号) 拝

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年九月一四日運輸省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 拝

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年四月一一日運輸省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令の施行前に改正前の鉄道事業法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第三十五条第一項に規定する届出書を提出した鉄道事業者は、この省令の施行後最初に列車の運行計画を変更しようとするときは、あらかじめ、改正後の鉄道事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)第三十五条第一項に規定する届出書を提出しなければならない。

3 この省令の施行の際現に鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号。以下「法」という。)第九条第一項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項の規定によりされている工事計画の変更又は鉄道施設の変更の認可の申請のうち、新施行規則別表第二第一号(一)の中欄7若しくは8、第二号(一)の中欄4、第四号(三)の中欄1又は第六号(一)の中欄2若しくは(二)の中欄1(1)若しくは(3)、2(2)、3(2)若しくは4に掲げる事項に係るものは、法第九条第三項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第十二条第二項の規定によりされた工事計画の変更又は鉄道施設の変更の届出とみなす。

4 この省令の施行の際現に法第九条第一項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項並びに法第十四条第三項及び旧施行規則第二十七条第一号の規定によりされている工事計画の変更又は鉄道施設の変更の認可の申請のうち、新施行規則別表第六第一号(一)の中欄6、第二号の中欄1若しくは第三号(一)の中欄5又は別表第七第一号(一)の中欄7若しくは8若しくは第四号(一)の中欄3に掲げる事項に係るものは、法第九条第三項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。)又は第十二条第三項並びに法第十四条第三項及び新施行規則第二十七条第二号又は第三号の規定によりされた工事計画の変更又は鉄道施設の変更の届出とみなす。

附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第四六号) 拝

(施行期日)

**第一条** この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

(聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)

**第三条** この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益处分に係るもの)又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成七年三月二三日運輸省令第一四号)

この省令は、許可、認可等の整理及び合理化に関する法律第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成八年三月一八日運輸省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月二六日運輸省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。改正後の第七十二条第一項第一号、第五号の二、第六号及び第十二号に掲げる処分であつて、この省令の施行前に運輸大臣に對してされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成八年一二月一八日運輸省令第六五号)

この省令は、平成九年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二五日運輸省令第一八号) 拝

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(鉄道事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に鉄道事業法(以下「法」という。)第九条第一項(法第十二条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)又は法第十二条第一項の規定によりさ

れでいる工事計画の変更又は鉄道施設の変更の認可の申請のうち、改正後の鉄道事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）別表第二第一号（二）の中欄1若しくは2若しくは（三）の中欄1若しくは2（二）、第四号（一）の中欄1、2若しくは3若しくは（二）の中欄4（一）、第五号（一）の中欄2、3、4若しくは10、（二）の中欄2に係るものに限る。）若しくは（四）の中欄1（同号（一）の中欄2に係るものに限る。）又は第六号（一）の中欄2（1）若しくは（2）に掲げる変更に係るものは、法第九条第三項（法第十二条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は法第十二条第二項の規定によりされた工事計画の変更又は鉄道施設の変更の届出とみなす。

**第三条** この省令の施行の際現に法第九条第一項又は法第十二条第一項及び法第十四条第三項の規定によりされている工事計画の変更又は鉄道施設の変更の認可の申請のうち、新施行規則別表第六号（一）の中欄1（1）若しくは2（1）若しくは（2）又は別表第七第六号（一）の中欄2（1）若しくは（2）に掲げる変更に係るものは、法第九条第三項又は法第十二条第三項及び法第十四条第三項の規定によりされた工事計画の変更又は鉄道施設の変更の届出とみなす。

**第四条** この省令の施行の際現に法第十三条第二項及び法第十四条第三項の規定によりされている車両の構造又は装置の変更の確認の申請のうち、新施行規則別表第九第一号の下欄4（1）若しくは6、第二号の下欄、第三号の下欄、第四号の下欄2又は第五号の下欄（4）、（5）若しくは（6）に掲げる変更に係るものは、法第十三条第三項及び法第十四条第三項の規定によりされた車両の構造又は装置の変更の届出とみなす。

**附 則** （平成九年三月二七日運輸省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成九年五月二九日運輸省令第三三号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成一〇年三月一三日運輸省令第八号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一一二年三月一一日運輸省令第七号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号。以下「改正法」という。）附則第一条の政令で定める日（平成十二年三月一日）から施行する。

**附 則** （平成一二年三月一一日運輸省令第七号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号。以下「改正法」という。）附則第一条の政令で定める日（平成十二年三月一日）から施行する。

**附 則** （平成一二年三月一一日運輸省令第七号）

（施行期日）

**第一条** この省令の施行の際現に改正前の鉄道事業法（以下「旧法」という。）第十

六条第一項の認可を受けていた運賃及び料金又はこの省令の施行前に旧法第十六条第四項の規定により割増しの届出をされた運賃及び料金であつて、改正法による改正後の鉄道事業法（以下「新法」という。）第十六条第一項の運賃等に該当するものは、同項の規定により認可を受けた運

賃等の上限及び同条第三項の規定により届け出た運賃等とみなす。

**第二条** この省令の施行の際現に改正前の鉄道事業法（以下「旧法」という。）第十

六条第一項の認可を受けていた運賃及び料金又はこの省令の施行前に旧法第十六条第四項の規定により割増しの届出をされた運賃及び料金であつて、改正法による改正後の鉄道事業法（以下「新法」という。）第十六条第一項の運賃等に該当するものは、同項の規定により認可を受けた運

賃等の上限及び同条第三項の規定により届け出た運賃等とみなす。

**第三条** この省令の施行の際現に旧法第十六条第一項の認可を受けていた運賃及び料金であつて、新法第十六条第四項の規定により届け出された運賃及び料金又はこの省令の施行

前に旧法第十六条第三項の規定により届け出された料金である。新法第十六条第四項の料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

**第四条** この省令の施行前に旧法第十六条第一項の料金の認可の申請であつて、当該申請に係る料金が新法第十六条第四項の料金に該当するものは、同項の規定による届出とみなす。

**第五条** この省令の施行の際現に旧法第十六条第一項の料金の認可を受けていた運賃及び料金であつて、新法第十六条第四項の料金又はこの省令の施行

前に旧法第十六条第三項の規定により届け出された料金である。新法第十六条第四項の料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

**第六条** この省令の施行の際現に旧法第十六条第一項の料金の認可の申請であつて、当該申請に係る料金が新法第十六条第四項の料金に該当するものは、同項の規定による届出とみなす。

**第七条** この省令の施行前に旧法第十六条第一項の料金の認可の申請であつて、当該申請に係る料金が新法第十六条第四項の料金に該当するものは、同項の規定による届出とみなす。

**第八条** この省令の施行前に旧法第十六条第一項の料金の認可の申請であつて、当該申請に係る料金が新法第十六条第四項の料金に該当するものは、同項の規定による届出とみなす。

**第九条** この省令の施行前に旧法第十六条第一項の料金の認可の申請であつて、当該申請に係る料金が新法第十六条第四項の料金に該当するものは、同項の規定による届出とみなす。

**第十条** 第九条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道事業法施行規則（次項において「旧鉄道事業法施行規則」という。）第二十四条の二第一号の表の指定を受けている試験は、第九条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第九条の規定による改定後の鉄道事業法施行規則（次項において「新鉄道事業法施行規則」という。）第二十四条の二第一号の表の登録を受けた試験とみなす。

**第五条** この省令の施行の際現に旧法第十四条第二項の規定により設計管理者を選任しその旨を運輸大臣に届け出している鉄道事業者が行う法第八条第一項、第九条第一項若しくは第三項（これらは規定を法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の規定に基づく認可若しくは確認の申請又は届出及び当該設計管理者の選任又は解任の届出については、この省令の施行の日から二年間は、なお従前の例による。ただし、新法第十四条第一項の認定を申請し、これに対する処分がされた場合にあっては、この限りでない。

**第一条** この省令は、平成十二年四月一日から施行する。  
**附 則** （平成一二年一月二九日運輸省令第三九号）抄  
 （施行期日）

**第一条** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。  
**附 則** （平成一二年三月一五日国土交通省令第三七号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年三月三〇日国土交通省令第七二号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年三月八日国土交通省令第一二三号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十三年十月一日から施行し、第一条の規定による改正後の鉄道事故等報告規則の規定は、同日以後に発生した同規則第一条に規定する事故、事態及び災害に関する報告について適用する。

**附 則** （平成一二年三月八日国土交通省令第一九号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

**附 則** （平成一二年六月二六日国土交通省令第七六号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年六月二六日国土交通省令第七六号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年六月二六日国土交通省令第七六号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年五月一〇月一日国土交通省令第一〇九号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年五月一〇月一日国土交通省令第一〇九号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年五月一〇月一日国土交通省令第一〇九号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年五月一〇月一日国土交通省令第一〇九号）

（施行期日）

2 旧鉄道事業法施行規則第二十四条の二第一項第一号ロの表の指定を受けた試験に合格した者は、新鉄道事業法施行規則第二十四条の二第一項第一号ロの表の登録を受けた試験に合格したものとみなす。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

この省令による改正前の道路運送車両法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則、小型船造船業法施行規則、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則又は鉄道事業法施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第二条から前条までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則、小型船造船業法施行規則、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則又は鉄道事業法施行規則の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成一七年七月二九日国土交通省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一八年三月二四日国土交通省令第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（鉄道事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

#### 附 則（平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

#### 附 則（平成一九年九月二九日国土交通省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一九年九月二九日国土交通省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一九年九月二九日国土交通省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

#### 附 則（平成一九年九月二九日国土交通省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一九年九月二九日国土交通省令第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から十まで 略  
十一 鉄道事業法施行規則第二十四条の四  
附 則（平成二三年三月三一日国土交通省令第三二号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年八月二五日国土交通省令第六四号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月二十六日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第三九号）

（施行期日）  
1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月一五日国土交通省令第三七号）

（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号）

（施行期日）  
1 この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年八月一四日国土交通省令第六四号）

（施行期日）  
1 この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十年八月三十一日）から施行する。

附 則（平成元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

（施行期日）  
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一月一一日国土交通省令第八七号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、令和三年二月一日から施行する。ただし、第一条中海上運送法施行規則第二十三条の十一第三号の改正規定（同号ハ中「事故」の下に「災害」を加える部分を除く。）及び次条から附則第七条までの規定は、公布の日から施行する。

（鉄道事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に鉄道事業、索道事業又は軌道事業を営む者は、施行日前においても、第二条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の鉄道事業法施行規則（以下この条において「新鉄道事業法施行規則」という。）の規定（軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）において準用する場合を含む。）の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、新鉄道事業法施行規則の相当する規定により施行日に行われるものとみなす。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国土交通省令第三一号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一日国土交通省令第六四号）

		一般		線路(一)		線路(二)		鐵道		鉄道施設	工事計画	添付書類及び添付図面
(四) 留擁壁		橋		土		工		材質				
3	2	1	3	2	1	3	2	1	○	○	○ ○	○ ○ ○
(1)	(2)	1	3	2	1	3	2	1	○	○	○ ○	○ ○ ○
材質	上部構造及び下部構造の構造形式	設計列車荷重	構造寸法 (構造一般図及び構造設計図をもつて示すこと。)	構造寸法 (構造一般図及び構造設計図をもつて示すこと。)	構造寸法 (構造一般図及び構造設計図をもつて示すこと。)	土盛土及び切取の構造 (土工定規図及び土留壁標準図をもつて示すこと。)	土盛土及び切取の構造 (土工定規図及び土留壁標準図をもつて示すこと。)	土盛土及び切取の構造 (土工定規図及び土留壁標準図をもつて示すこと。)	土	工	(三)	(四)
大臣に対し、申請に係る処分については、なお従前の例による。	この省令は、令和五年四月一日から施行する。	附則 (令和五年三月一七日国土交通省令第一二号)	附則 (令和五年九月二二日国土交通省令第七三号)	抄	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	1	2	3	4
この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (令和五年十月一日) から施行する。	この省令は、令和六年四月一日から施行する。	別表第一 (第十条、第十二条、第十八条関係)	別表第一 (第十条、第十二条、第十八条関係)	抄	附則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号)	附則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号)	附則 (令和三年一二月二八日国土交通省令第八二号)	附則 (令和三年一二月二八日国土交通省令第八二号)	1	2	3	4

(二) 駅	停車	二場	（二）
3 2 1	中心キロ程及び換算中心キロ程 本線の有効長及び車両接觸限界標の位置 旅客又は貨物の取扱いに必要な設備の配置	6 浮上式鉄道にあつては、次に掲げる事項 (1) 浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、動力発生装置の地上設備及びブレーキ用レールの材質並びに設置位置及び構造寸法(図面をもつて示すこと。) (2) 浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、動力発生装置の地上設備及びブレーキ用レールの材質並びに設置位置及び構造寸法(図面をもつて示すこと。) (3) 浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、動力発生装置の地上設備及びブレーキ用レールの材質並びに設置位置及び構造寸法(図面をもつて示すこと。)	2 懸垂式鉄道又は跨座式鉄道にあつては、次に掲げる事項 (1) 走行面の材質(軌道けたの材質と異なる場合に限る。) (2) 分岐器の種類及び構造寸法(図面をもつて示すこと。) (3) 軌道けたの継ぎ目の構造寸法(図面をもつて示すこと。) (4) 走行路の材質及び構造寸法(図面をもつて示すこと。) (5) 走行面の材質(走行路の材質と異なる場合に限る。) (6) 分岐器の種類及び構造寸法(図面をもつて示すこと。) (7) 索条の種類、直径及び強度 (8) 原動滑車の構造寸法(図面をもつて示すこと。) (9) 誘導滑車の敷設間隔及び構造寸法(図面をもつて示すこと。) (10) 無軌条電車にあつては、走行路の材質及び厚さ
(4)	1 (3) から (6) までに掲げる事項		

地

下駄に係る次に掲げる書類 （一）換気設備の機能の説明書 （二）排煙設備の機能の説明書	○	○	○	○	○
--	---	---	---	---	---

(二) 電所	電所	五、変電	備	（二）通信設備	（二）通信保	（二）自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の地上設備に係る次に掲げる事項
（二）切保	（二）變電所等設備	（三）踏	（三）踏	（三）踏	（三）踏	（1）種類及び作用（処理機能説明書又は動作結果図をもつて示すこと。）
（二）電所	（二）變電所等設備	（二）變電	（二）變電	（二）變電	（二）變電	（2）設置位置及び構造寸法（図面をもつて示すこと。）
（二）配	（二）電所	（二）變電	（二）變電	（二）變電	（二）變電	（3）閉そくによる方法にあつては、常置信号機又は車内信号機との関係及び線路の条件との関係（図面をもつて示すこと。）

（二）位置	2 1 位置	2 有線通信設備にあつては、電線の種類及び架設方法（電線路構造図をもつて示すこと。）	3 無線通信設備にあつては、周波数帯及び通信方式	1 種類及び位置（通信回線図をもつて示すこと。）	2 有線通信設備にあつては、電線の種類及び架設方法（電線路構造図をもつて示すこと。）	3 無線通信設備にあつては、周波数帯及び通信方式
（二）変成機器の総容量（常用又は予備の別に記載すること。）	2 变成機器の総容量（常用又は予備の別に記載すること。）	2 整流器、回転変流機、変圧器（制御用変圧器を除く。）、発電機その他これらに類する電気機器の種類、個数、容量、電圧、電流、相及び周波数	3 主回路の自動遮断器の種類及び遮断容量	2 容量計算書	2 電子計算機により自動制御装置又は遠隔制御装置を制御する場合にあつては、その処理機能の説明書	2 列車無線設備の機能の説明書
（二）保護装置の種類及び作用（保護連動表をもつて示すこと。）	6 保護装置の種類及び作用（保護連動表をもつて示すこと。）	7 遠隔制御装置及び自動制御装置の制御方式、制御項目及び監視所の位置	（二）第二欄1、4及び6に掲げる事項	（五）第二欄に掲げる事項	（二）第二欄1、4及び6に掲げる事項	（二）第二欄1、4及び6に掲げる事項

（二）車線路	（二）電	線路及びき電	（二）設備	（二）地	（二）上設	（二）開所
（二）電	（二）電	（二）電	（二）地	（二）上設	（二）開所	（二）開所
（二）電	（二）電	（二）電	（二）地	（二）上設	（二）開所	（二）開所

（二）第一欄1、4及び6に掲げる事項	（1）電気接続（き電系統図をもつて示すこと。）	（2）き電方式（電気方式が交流である場合に限る。）	（1）電気接続（き電系統図をもつて示すこと。）	（2）き電方式（電気方式が交流である場合に限る。）	（1）電気接続（き電系統図をもつて示すこと。）	（2）き電方式（電気方式が交流である場合に限る。）
（1）電気接続（き電系統図をもつて示すこと。）	（2）き電方式（電気方式が交流である場合に限る。）	（1）電気接続（き電系統図をもつて示すこと。）	（2）き電方式（電気方式が交流である場合に限る。）	（1）電気接続（き電系統図をもつて示すこと。）	（2）き電方式（電気方式が交流である場合に限る。）	（1）電気接続（き電系統図をもつて示すこと。）
（2）電線の種類、断面積及びちよう架方式	（1）こう長	（2）こう長	（1）こう長	（2）こう長	（1）こう長	（2）こう長









**別表第五の二**（第十八条、第二十七条関係）

三 運転保安設備 (信 号保安設備に 限る。)	<p>(1) 旅客用通路の新設 (2) 以上の路線の連絡又は接続に係る場合に          限る。)</p> <p>(2) プラットホームの新設又は廃止</p>											
	1	列車間の安全を確保する方法 (閉そくによる方法にあつては、閉 そく方式の種類) の変更	2	閉そく装置の作用の変更	3	連動装置に係る次に掲げる変更	4	連鎖を集中して行うもの (以下「第一種連動装置」という。) の 新設	5	自動列車停止装置、自動列車制御装置の新設 (制御所の新設に係る 場合に限る。)		
(二) 変電所等設備	(2)	種類の変更 (変更後の種類が第一種連動装置となるものに限る。)	3	遠隔制御装置又は自動制御装置の新設 (監視所の新設に係る場合 に限る。)	4	遠隔制御装置又は列車集中制御装置の新設 (制御所の新設に係る 場合に限る。)	5	自動列車停止装置、自動列車制御装置又は自動列車運転装置の地 上設備に係る次に掲げる変更	6	軌道中心線の緩和曲線及び円曲線の長さ (本線に係るものに限る。)		
(二) 変電所	1	新設	2	遠隔制御装置又は自動制御装置の新設 (監視所の新設に係る場合 に限る。)	3	遠隔制御装置又は自動制御装置の新設 (監視所の新設に係る場合 に限る。)	4	遠隔制御装置又は列車集中制御装置の新設 (制御所の新設に係る 場合に限る。)	5	軌道中心線の緩和曲線及び円曲線の長さ (本線に係るものに限る。)		
(二) 卷揚所	1	新設	2	遠隔制御装置又は自動制御装置の新設 (監視所の新設に係る場合 に限る。)	3	遠隔制御装置又は自動制御装置の新設 (監視所の新設に係る場合 に限る。)	4	遠隔制御装置又は列車集中制御装置の新設 (制御所の新設に係る 場合に限る。)	6	軌道中心線の緩和曲線及び円曲線の長さ (本線に係るものに限る。)		
(三) リニアモーター 式普通鉄道の動力発生 装置の地上設備	1	原動機の種類の変更	2	浮上式鉄道の浮 上装置の地上設備、案 内装置の地上設備及び 動力発生装置の地上設 備	1	浮上式鉄道の浮 上装置の地上設備に係る次に掲げる変更	2	浮上式鉄道の浮 上装置の地上設備に係る次に掲げる変更	3	軌道中心線の緩和曲線及び円曲線の長さ (本線に係るものに限る。)		
(四) 浮上式鉄道の浮 上装置の地上設備、案 内装置の地上設備及び 動力発生装置の地上設 備	1	原動機の種類の変更	2	浮上式鉄道の浮 上装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1	浮上式鉄道の浮 上装置の地上設備に係る次に掲げる変更	2	浮上式鉄道の浮 上装置の地上設備に係る次に掲げる変更	3	軌道中心線の緩和曲線及び円曲線の長さ (本線に係るものに限る。)		
(五) 電路設備	1	新設	2	新設	1	新設	2	新設	3	新設		
(二) 送電線路、配電 線路及び電線路	3	(1) 新設 (2) 種類又は作用の変更 (3) 中欄に掲げる変更	3	(1) 新設 (2) 種類又は作用の変更 (3) 中欄に掲げる変更	3	(1) 新設 (2) 種類又は作用の変更 (3) 中欄に掲げる変更	3	(1) 新設 (2) 種類又は作用の変更 (3) 中欄に掲げる変更	3	(1) 新設 (2) 種類又は作用の変更 (3) 中欄に掲げる変更	3	(1) 新設 (2) 種類又は作用の変更 (3) 中欄に掲げる変更
付添の書意同												

一 鉄道線路 (二) 一般										
別表第五の三 (第十八条、第二十七条の二関係)	(七) 軌道		(六) 踏切道		(五) トンネル 及び落石覆い等 設備		(四) 橋りよう		(二) 土工 土留擁壁	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
五 電路設備	1	普通鉄道にあつては、次に掲げる事項	1	3	2	1	4	3	2	1
(二) 送電線路、配電 線路及び電線路	1	軌間	1	軌間	1	材質	1	主要寸法 (図面をもつて示すこと。)	2	材質
(一) 電車線路	2	レールの種類	2	レールの種類	2	主要寸法 (図面をもつて示すこと。)	2	換気の方式	3	主要寸法 (図面をもつて示すこと。)
	3	分岐器の種類	3	分岐器の種類	3	排水設備の位置	3	消防設備、避難設備及び警報設備の種類及び位置 (図面をもつて示すこ と。)	4	排水設備の位置
	4	まくら木 (まくら木を使用しない場合にあつては、レール締結装置 の敷設間隔)	4	まくら木 (まくら木を使用しない場合にあつては、レール締結装置 の敷設間隔)	4	火災対策設備に係る次に掲げる事項	4	消火設備、避難設備及び警報設備の種類及び位置 (図面をもつて示すこ と。)	5	火災対策設備に係る次に掲げる事項
	5	道床の種類及び主要寸法 (バラスト道床にあつては、厚さ) (バラスト 道床以外の道床にあつては、図面をもつて示すこと。)	5	道床の種類及び主要寸法 (バラスト道床にあつては、厚さ) (バラスト 道床以外の道床にあつては、図面をもつて示すこと。)	5	排煙の方式	5	消防設備、避難設備及び警報設備の種類及び位置 (図面をもつて示すこ と。)	6	排煙の方式
	6	道床及び構造寸法 (リニアモーター式普通鉄道に限る。) (図面をもつて示すこと。)	6	道床及び構造寸法 (リニアモーター式普通鉄道に限る。) (図面をもつて示すこと。)	6	落石覆い等設備の位置	6	消防設備、避難設備及び警報設備の種類及び位置 (図面をもつて示すこ と。)	7	落石覆い等設備の位置
	7	動力発生装置の地上設備の附属品の材質及び構造寸法 (リニアモー ターア式普通鉄道に限る。) (図面をもつて示すこと。)	7	動力発生装置の地上設備の附属品の附属品の材質及び構造寸法 (リニアモー ターア式普通鉄道に限る。) (図面をもつて示すこと。)	7	交角	7	消防設備、避難設備及び警報設備の種類及び位置 (図面をもつて示すこ と。)	8	交角
	8	ニアモーター式普通鉄道に限る。) (図面をもつて示すこと。)	8	ニアモーター式普通鉄道に限る。) (図面をもつて示すこと。)	8	幅員	8	消防設備、避難設備及び警報設備の種類及び位置 (図面をもつて示すこ と。)	9	幅員
	9		9		9		9		10	
	10		10		10		10		11	

(二) 駅		二 停車場		四 備 設備		三 車庫及び車両検査修繕施設		四 運転保安設備		三 車庫及び車両検査修繕施設	
(一) 信号場	(二) 操車場	(一) 中心キロ程及び換算中心キロ程	1 本線の有効長	1 位置	1 列車間の安全を確保する方法（閉そくによる方法にあっては、閉そく方式の種類）	1 収容能力（検査の種類ごとに記載すること。）					
(二) 排煙の方式	(三) 本線の有効長	2 プラットホームに係る次に掲げる事項	2 閉そく装置の作用（動作結線図をもつて示すこと。）	2 常置信号機にあっては、種類及び位置（図面をもつて示すこと。）	2 車内信号機にあっては、地上設備に係る次に掲げる事項	2 車内信号機による検査能力（検査の種類ごとに記載すること。）					
(一) 信号場	(二) 操車場	3 旅客又は貨物の取扱いに必要な設備の配置	3 整流器、回転変流機、変圧器（制御用変圧器を除く。）、発電機その他これらに類する電気機器の種類、個数、容量、電圧、電流、相及び周波数	3 制御方式	3 連動装置の種類及び作用（連動図表をもつて示すこと。）	3 遠隔制御装置及び列車集中制御装置の制御方式、制御項目及び制御所の位置	3 連動装置の種類及び作用（連動図表をもつて示すこと。）				
(二) 操車場	(三) 本線の有効長	4 プラットホームの有効長、幅及び高さ	4 主回路の自動遮断器の種類及び遮断容量	4 自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の地上設備に係る次に掲げる事項	4 連動装置の種類及び作用（連動図表をもつて示すこと。）	4 連動装置の種類及び作用（連動図表をもつて示すこと。）	4 連動装置の種類及び作用（連動図表をもつて示すこと。）				
(一) 信号場	(二) 操車場	5 旅客用通路の幅	5 变換装置及び保護装置の種類	5 自動列車運転装置と制御情報の展開との関係（図面をもつて示すこと。）	5 自動列車運転装置と制御情報の展開との関係（図面をもつて示すこと。）	5 自動列車運転装置と制御情報の展開との関係（図面をもつて示すこと。）	5 自動列車運転装置と制御情報の展開との関係（図面をもつて示すこと。）				
(二) 操車場	(三) 本線の有効長	6 上家及び二線橋その他これらに類する建築物の構造寸法（構造一般図及び構造設計図をもつて示すこと。）	6 保護装置の種類	6 制御方式	6 遠隔制御装置及び列車集中制御装置の制御方式、制御項目及び制御所の位置	6 遠隔制御装置及び列車集中制御装置の制御方式、制御項目及び制御所の位置	6 遠隔制御装置及び列車集中制御装置の制御方式、制御項目及び制御所の位置				
(一) 信号場	(二) 操車場	7 換気（地下駅に係るものに限る。）の方式	7 遠隔制御装置及び自動制御装置の制御方式、制御項目及び監視所の位置	7 自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の地上設備に係る次に掲げる事項	7 自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の地上設備に係る次に掲げる事項	7 自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の地上設備に係る次に掲げる事項	7 自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の地上設備に係る次に掲げる事項				
(二) 操車場	(三) 本線の有効長	8 火災対策設備（地下駅に係るものに限る。）に係る次に掲げる事項	8 中欄1、4及び6に掲げる事項	8 中欄1、4及び6に掲げる事項	8 中欄1、4及び6に掲げる事項	8 中欄1、4及び6に掲げる事項	8 中欄1、4及び6に掲げる事項				
(一) 信号場	(二) 操車場	(1) 消火設備、避難設備、警報設備及び防火戸の種類及び位置（図面をもつて示すこと。）	(1) 変圧器（制御用変圧器を除く。）及び発電機の種類、個数、容量、電圧、電流、相及び周波数	(1) 変圧器（制御用変圧器を除く。）及び発電機の種類、個数、容量、電圧、電流、相及び周波数	(1) 変圧器（制御用変圧器を除く。）及び発電機の種類、個数、容量、電圧、電流、相及び周波数	(1) 変圧器（制御用変圧器を除く。）及び発電機の種類、個数、容量、電圧、電流、相及び周波数	(1) 変圧器（制御用変圧器を除く。）及び発電機の種類、個数、容量、電圧、電流、相及び周波数				
(二) 操車場	(三) 本線の有効長	(2) 防災管理室の設備の種類及び機能	(2) 揚げられる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続（単線結線図をもつて示すこと。）	(2) 揚げられる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続（単線結線図をもつて示すこと。）	(2) 揚げられる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続（単線結線図をもつて示すこと。）	(2) 揚げられる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続（単線結線図をもつて示すこと。）	(2) 揚げられる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続（単線結線図をもつて示すこと。）				

			(四) 卷揚所
		(五) リニアモーター式普通鉄道の動力発生装置の地上設備	(一) 中欄1、4及び6に掲げる事項 原動機、変圧器（制御用変圧器を除く。）及び発電機の種類、個数、出力又は容量、電圧、電流、相及び周波数 3 2に掲げる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続（単線結線図をもつて示すこと。）
		(六) 浮上式鉄道の浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備及び動力発生装置の地上設備及び動力発生装置の地上設備	3 2に掲げる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続（単線結線図をもつて示すこと。）並びに設計最大動力及び設計動力特性（図面をもつて示すこと。）並びに設計最大浮上力及び設計浮上力特性（図面をもつて示すこと。）並びに設計最大案内力及び設計案内力特性（図面をもつて示すこと。）
	(二) 電路設備	(一) 送電線路及び配電線路	3 (五) 中欄に掲げる事項 1 浮上装置の地上設備の種類及び作用（磁気回路構成図をもつて示すこと。）並びに設計最大浮上力及び設計浮上力特性（図面をもつて示すこと。） 2 案内装置の地上設備の種類及び作用（磁気回路構成図をもつて示すこと。）並びに設計最大案内力及び設計案内力特性（図面をもつて示すこと。）
3 2 1	こう長	こう長及び回線数 き電気方式及び標準電圧 き電線路に係る次に掲げる事項 (1) 電気接続（き電系統図をもつて示すこと。） (2) き電方式（電気方式が交流である場合に限る。）並びに単巻変圧器の個数及び容量	3 2 1 (一) 中欄1、4及び6に掲げる事項 原動機、変圧器（制御用変圧器を除く。）及び発電機の種類、個数、出力又は容量、電圧、電流、相及び周波数 3 2に掲げる電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続（単線結線図をもつて示すこと。）
	(二) 電車線路		

二、停車場（駅）に限る。）		三、備運転保安設		四、備設備		五、備信号保安		六、備保安通信		七、備備	
（一）浮上式鉄道の浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、装置の地上設備	（二）浮上式鉄道の浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、装置の地上設備	（三）開閉所	（四）卷揚所	（五）リニアモーター式普通鉄道の動力発生装置	（六）浮上式鉄道の浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備	（一）（二）中欄5に掲げる変更	（一）（二）中欄1に掲げる変更	（一）（二）中欄5に掲げる変更	（一）（二）中欄1に掲げる変更	（一）（二）中欄1に掲げる変更	（一）（二）中欄1に掲げる変更
2 (2) 案内装置の地上設備に係る次に掲げる変更	2 (2) 設計最大動力又は設計浮上力特性の変更	2 (1) 種類又は作用の変更	2 (1) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更	2 (1) 種類又は作用の変更	2 (1) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1 (2) 設計最大動力又は設計浮上力特性の変更	1 (2) 種類又は作用の変更	1 (2) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1 (2) 種類又は作用の変更	1 (2) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1 (2) 種類又は作用の変更
1 (1) 浮上装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1 (1) 設計最大浮上力又は設計浮上力特性の変更	1 (1) 種類又は作用の変更	1 (1) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1 (1) 種類又は作用の変更	1 (1) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1 (1) 種類又は作用の変更	1 (1) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1 (1) 種類又は作用の変更	1 (1) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更	1 (1) 種類又は作用の変更	1 (1) 動力発生装置の地上設備に係る次に掲げる変更
（7）浮上装置の地上設備、案内装置の地上設備、動力発生装置の地上設備又はブレーキ用レールの締結装置の種類又は構造寸法の変更	（1）中心キロ程及び換算中心キロ程の百メートル（市街地にあつては、二十九メートル）以上の変更	（2）高さの増加（旅客車の床面又は踏み段の高さ以下となる場合を除く。）又は減少	（1）有効長又は幅の縮小	（2）高さの増加（旅客車の床面又は踏み段の高さ以下となる場合を除く。）	（1）有効長又は幅の縮小	（2）高さの増加（旅客車の床面又は踏み段の高さ以下となる場合を除く。）又は減少	（1）有効長又は幅の縮小	（2）高さの増加（旅客車の床面又は踏み段の高さ以下となる場合を除く。）又は減少	（1）有効長又は幅の縮小	（2）高さの増加（旅客車の床面又は踏み段の高さ以下となる場合を除く。）又は減少	（1）有効長又は幅の縮小
（3）プラットホームの縁端と軌道中心線との間隔の拡大	2 (2) プラットホームに係る次に掲げる変更	2 (1) プラットホームの縁端と軌道中心線との間隔の拡大	1 (2) 列車間の安全を確保する方法（閉そくによる方法にあつては、閉そく方式の種類）の変更	1 (2) 閉そく装置の作用の変更	1 (2) 常置信号機の種類の変更	1 (2) 第一種運動装置の変更	1 (2) 遠隔制御装置又は列車集中制御装置の制御方式の変更	1 (2) 自動列車停止装置、自動列車制御装置又は自動列車運転装置の地上設備の種類又は作用の変更	1 (2) 第一種運動装置の変更	1 (2) 遠隔制御装置又は列車集中制御装置の制御方式の変更	1 (2) 自動列車停止装置、自動列車制御装置又は自動列車運転装置の地上設備の種類又は作用の変更

**別表第六**（第十八条、第二十七条の二関係）



(二) 車両検査	車庫	三一車庫及び車両検査修繕施設	(二) 車庫	(一) 信号場	(二) 駅	(一) 停車場	(六) 踏切道	(五) トンネル及び落石覆い等	(四) 橋りよう設備	(三) 土留擁壁	(二) 土工	(一) 軌道中心線のこう配の変更
3 2 1 3 2 1	新設	新設	新設	新設	新設	新設	廃止	1 中心キロ程及び換算中心キロ程の百メートル（市街地にあつては、二メートル）未満の変更	1 主要寸法の変更であつて類似設計によるもの（変更後の支間が四十メートル未満となるものに限る。）	1 新設	新設	高さ六メートル未満の土留擁壁に係る次に掲げる変更
廢止	検査能力の変更	収容能力の変更	廃止	本線の有効長の変更	廃止	本線の有効長の変更	廃止	2 落石覆い等設備に係る次に掲げる変更	2 落石覆い等設備に係る次に掲げる変更	2 1 種別、交角又は幅員の変更	2 1 種別、交角又は幅員の変更	構造形式の変更
								1 トunnelに係る次に掲げる変更	1 トunnelに係る次に掲げる変更	1 材質の変更	1 材質の変更	主要寸法の変更であつて次に掲げるもの
								（1） 主要寸法の変更であつて類似設計によるもの（変更後の長さが二百メートル未満となるものに限る。）	（1） 主要寸法の変更であつて類似設計によるもの（変更後の長さが二百メートル未満となるものに限る。）	（1） 類似設計によるもの	（1） 類似設計によるもの	変更後の高さ又は深さが六メートル未満となる盛土又は切取の構造の変更
								（2） 変更後の高さが六メートル未満となるもの	（2） 変更後の高さが六メートル未満となる盛土又は切取の構造の変更	（2） 変更後の高さ又は深さが六メートル未満となるもの	（2） 変更後の高さ又は深さが六メートル未満となる盛土又は切取の構造の変更	盛土又は切取の廃止
								（3） トール未満となるものに限る。）	（3） トール未満となるものに限る。）	（3） トール未満となるものに限る。）	（3） トール未満となるものに限る。）	高さ六メートル未満の土留擁壁に係る次に掲げる変更

		四 運転保安設備	
(一) 信号保安		1 常置信号機（場内信号機（自動閉そく式又は特殊自動閉そく式でない場合に限る。）を除く。）にあつては、次に掲げる変更	
(1) 新設		(2) 位置の変更	
(2) 位置の変更		2 車内信号機の地上設備にあつては、次に掲げる変更	
(1) 新設		(1) 信号表示区間の始端の新設	
(2) 信号表示区間の始端の位置の変更		2 車内信号機の地上設備にあつては、次に掲げる変更	
(2) 信号表示区間の始端の位置の変更		3 遠隔制御装置又は列車集中制御装置の制御所の位置の変更	
(1) 新設		4 自動列車停止装置、自動列車制御装置又は自動列車運転装置の地上設備に係る次に掲げる変更	
(1) 新設		(1) 開そくによる方法にあつては、常置信号機若しくは車内信号機又は線路の条件との関係の変更	
(2) 位置の変更		(2) 列車間の間隔を確保する装置による方法にあつては、自動列車運転装置と制御情報の展開との関係の変更	
(1) 新設 (列車無線設備に係るものをお除く。)		(1) 位置の変更 (列車無線設備に係るものをお除く。)	
(2) 制御方式の変更		(2) 無線通信設備に係る次に掲げる変更	
(3) 踏切保安		(1) 周波数帯の変更	
(2) 通信方式 (列車無線設備に係るものをお除く。) の変更		(2) 廃止 (踏切道の廃止に伴うものに限る。)	
(二) 変電所		五 備備	
1 位置の変更		1 位置の変更	
2 變圧器 (制御用変圧器を除き、容量五百キロボルトアンペア未満のものに限る。) に係る次に掲げる変更		2 變圧器 (制御用変圧器を除き、容量五百キロボルトアンペア未満のものに限る。) に係る次に掲げる変更	
(1) 新設		(1) 新設	
(2) 種類、個数、容量、電圧、電流、相又は周波数の変更		(2) 種類、個数、容量、電圧、電流、相又は周波数の変更	
3 整流器、回転変流機その他これらに類する電気機器 (出力五百キロワット未満のものに限る。) に係る次に掲げる変更		3 整流器、回転変流機その他これらに類する電気機器 (出力五百キロワット未満のものに限る。) に係る次に掲げる変更	
(1) 新設		(1) 新設	
(2) 種類、個数、容量、電圧、電流、相又は周波数の変更		(2) 種類、個数、容量、電圧、電流、相又は周波数の変更	
4 2又は3に掲げる変更に伴う変成機器の総容量の変更		4 2又は3に掲げる変更に伴う変成機器の総容量の変更	
5 主回路の自動遮断器 (受電用遮断器に限る。) に係る次に掲げる変更		5 主回路の自動遮断器 (受電用遮断器に限る。) に係る次に掲げる変更	
(1) 新設		(1) 新設	
(2) 種類又は遮断容量の変更		(2) 種類又は遮断容量の変更	
6 5に掲げる変更に伴う整流器、回転変流機、変圧器 (制御用変圧器を除く。) 、発電機その他これらに類する電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続の変更		6 5に掲げる変更に伴う整流器、回転変流機、変圧器 (制御用変圧器を除く。) 、発電機その他これらに類する電気機器及び主回路の自動遮断器の電気接続の変更	
(1) 变更		(1) 变更	
7 5 (1) に掲げる変更に伴う遠隔制御装置又は自動制御装置の制御項目の変更		7 5 (1) に掲げる変更に伴う遠隔制御装置又は自動制御装置の制御項目の変更	
8 遠隔制御装置又は自動制御装置の監視所の位置の変更		8 遠隔制御装置又は自動制御装置の監視所の位置の変更	
(1) 配電所		(1) 中欄1、2及び5に掲げる変更	
(2) 中欄1、2及び5に掲げる変更		(2) 中欄1、2及び5に掲げる変更	

		六 電路設備	
(三) 開閉所		1 送電線路 (専用敷地外に施設するものに限る。) に係る次に掲げる変更	
(1) 中欄1、5及び7に掲げる変更		2 (二) 中欄1、5及び7に掲げる変更	
(2) 中欄1、2及び5に掲げる変更		2 (二) 中欄1、2及び5に掲げる変更	
(3) 電気方式又は標準電圧の変更		3 (二) 中欄5に掲げる変更に伴う主回路の自動遮断器の電気接続の変更	
(4) 卷揚所		4 (二) 中欄5に掲げる変更に伴う原動機、変圧器 (制御用変圧器を除く。) の変更	
(五) 備備		5 (二) 中欄5に掲げる変更に伴う主回路の自動遮断器の電気接続の変更	
(六) 車両の設計		6 電線路及び電線路に係る次に掲げる変更	
(七) 別表第七の二 (第二十四条の四関係)		7 (二) こう長又は回線数の変更	
(八) 別表第八 (第二十八条関係)		8 (二) 送電線路 (専用敷地外に施設するものに限る。) に係る次に掲げる変更	
1 一般火災対策に係る事項		9 (二) 新設 (使用電圧一万ボルト未満のものに限る。)	
2 走行		10 (二) こう長又は回線数の変更 (使用電圧一万ボルト未満のものに限る。)	
3 装置等		11 (二) 鉄道施設等の技術に係る基礎的知識に関する事項	
4 設計		12 (二) 鉄道施設に係る専門的知識に関する事項	
5 鉄道電気施設の		13 (二) 鉄道土木施設に係る専門的知識に関する事項	
6 鉄道土木施設の		14 (二) 鉄道電気施設に係る専門的知識に関する事項	
7 車両の設計		15 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
8 別表第八 (第二十八条関係)		16 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
9 別表第八 (第二十八条関係)		17 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
10 別表第八 (第二十八条関係)		18 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
11 別表第八 (第二十八条関係)		19 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
12 別表第八 (第二十八条関係)		20 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
13 別表第八 (第二十八条関係)		21 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
14 別表第八 (第二十八条関係)		22 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
15 別表第八 (第二十八条関係)		23 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
16 別表第八 (第二十八条関係)		24 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
17 別表第八 (第二十八条関係)		25 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
18 別表第八 (第二十八条関係)		26 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
19 別表第八 (第二十八条関係)		27 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
20 別表第八 (第二十八条関係)		28 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
21 別表第八 (第二十八条関係)		29 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
22 別表第八 (第二十八条関係)		30 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
23 別表第八 (第二十八条関係)		31 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
24 別表第八 (第二十八条関係)		32 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
25 別表第八 (第二十八条関係)		33 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
26 別表第八 (第二十八条関係)		34 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
27 別表第八 (第二十八条関係)		35 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
28 別表第八 (第二十八条関係)		36 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
29 別表第八 (第二十八条関係)		37 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
30 別表第八 (第二十八条関係)		38 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
31 別表第八 (第二十八条関係)		39 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
32 別表第八 (第二十八条関係)		40 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
33 別表第八 (第二十八条関係)		41 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
34 別表第八 (第二十八条関係)		42 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
35 別表第八 (第二十八条関係)		43 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
36 別表第八 (第二十八条関係)		44 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
37 別表第八 (第二十八条関係)		45 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
38 別表第八 (第二十八条関係)		46 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
39 別表第八 (第二十八条関係)		47 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
40 別表第八 (第二十八条関係)		48 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
41 別表第八 (第二十八条関係)		49 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
42 別表第八 (第二十八条関係)		50 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
43 別表第八 (第二十八条関係)		51 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
44 別表第八 (第二十八条関係)		52 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
45 別表第八 (第二十八条関係)		53 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
46 別表第八 (第二十八条関係)		54 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
47 別表第八 (第二十八条関係)		55 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
48 別表第八 (第二十八条関係)		56 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
49 別表第八 (第二十八条関係)		57 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
50 別表第八 (第二十八条関係)		58 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
51 別表第八 (第二十八条関係)		59 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
52 別表第八 (第二十八条関係)		60 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
53 別表第八 (第二十八条関係)		61 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
54 別表第八 (第二十八条関係)		62 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
55 別表第八 (第二十八条関係)		63 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
56 別表第八 (第二十八条関係)		64 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
57 別表第八 (第二十八条関係)		65 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
58 別表第八 (第二十八条関係)		66 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
59 別表第八 (第二十八条関係)		67 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
60 別表第八 (第二十八条関係)		68 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
61 別表第八 (第二十八条関係)		69 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
62 別表第八 (第二十八条関係)		70 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
63 別表第八 (第二十八条関係)		71 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
64 別表第八 (第二十八条関係)		72 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
65 別表第八 (第二十八条関係)		73 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
66 別表第八 (第二十八条関係)		74 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
67 別表第八 (第二十八条関係)		75 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
68 別表第八 (第二十八条関係)		76 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
69 別表第八 (第二十八条関係)		77 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
70 別表第八 (第二十八条関係)		78 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
71 別表第八 (第二十八条関係)		79 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
72 別表第八 (第二十八条関係)		80 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
73 別表第八 (第二十八条関係)		81 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
74 別表第八 (第二十八条関係)		82 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
75 別表第八 (第二十八条関係)		83 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
76 別表第八 (第二十八条関係)		84 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
77 別表第八 (第二十八条関係)		85 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
78 別表第八 (第二十八条関係)		86 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
79 別表第八 (第二十八条関係)		87 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
80 別表第八 (第二十八条関係)		88 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
81 別表第八 (第二十八条関係)		89 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
82 別表第八 (第二十八条関係)		90 (二) 車両に係る専門的知識に関する事項	
83 別表第八 (第二十八条関係)		91 (二) 車両に係	

四 一キ装置		五 運転		四 ブレーキ装置の種類（常用ブレーキ装置、留置ブレーキ装置又は保安ブレーキ装置の別に記載すること。）及び構造（図面をもつて示すこと。）																			
等 保安設備				2 ブレーキ率（常用ブレーキ装置、留置ブレーキ装置又は保安ブレーキ装置の別に記載すること。）																			
車両の設備		自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の車上設備の種類及び作用																					
車両の設備		別表第八の二（第二十八条の二関係）																					
四 装置等	四 ブレーキ	一 般	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置	構造及び装置										
三 装置及び動力 伝達装置	三 動力發生 装置	二 走行裝置	一 般	1 旅客定員（鋼索鐵道にあつては、旅客定員及び最大乗車人員）	1 空車重量	2 旅客定員（鋼索鐵道にあつては、旅客定員及び最大乗車人員）	3 最大積載量	4 車両最高設計速度	5 主要寸法（平面図、側面図、端面図及び断面図をもつて示すこと。）	6 主要な機器の配置（図面をもつて示すこと。）	7 火災対策に係る事項	8 台車の材質及び構造（図面をもつて示すこと。）	9 車輪及び車軸の材質及び構造（図面をもつて示すこと。）	10 案内指向装置（案内軌条式鐵道に係るものに限る。）の材質及び構造（図面をもつて示すこと。）	11 かじ取装置（無軌条電車に係るものに限る。）の材質及び構造（図面をもつて示すこと。）	12 浮上装置の車上設備及び案内装置の車上設備（浮上式鐵道に係るものに限る。）に係る次に掲げる事項	13 （1）種類	14 （2）制御方式	15 （3）材質及び構造（図面をもつて示すこと。）	16 （4）浮上力特性及び案内力特性（図面をもつて示すこと。）	17 1 動力發生装置の種類及び出力（リニアモーター式普通鐵道及び浮上式鐵道にあつては、動力發生装置の車上設備の種類、出力、材質及び構造寸法（図面をもつて示すこと。））	18 2 ブレーキ率（常用ブレーキ装置、留置ブレーキ装置又は保安ブレーキ装置の別に記載すること。）	19 3 ブレーキ装置（常用ブレーキ装置及び保安ブレーキ装置の空氣ブレーキ装置及び油圧ブレーキ装置に係るものに限る。）の機器、空氣管及び油圧管の位置（図面をもつて示すこと。）

## 別表第八の一（第二十八条の二関係）

		五 電気装置	4 内圧容器及びアクチュエータ並びにその附属装置の配管（概略図をもつて示すこと。）
	備考	（暖房装置、送風装置その他の運転の保 安に関するものを除く。）	
二	設備	六 運転保安	電気回路（車内放送装置を除く。）（概略図をもつて示すこと。）
	作用	自動列車停止装置、自動列車制御装置及び自動列車運転装置の車上設備の種類及び	
一	第一四号下欄4に掲げる事項については、同欄1の構造を示す図面に記載することができる。		
	各号下欄に掲げる事項については、既に自己淮忍を受け告しくは届け出た車両に係る士業者		

		五 電気装置(暖電気回路の変更であつて次に掲げる電気装置に係るもの房装置、送風装置その他の運転の保安に関するもの)を除く。)									
		別表第十(第四十五条、第四十八条関係)									
		索道施設					工事計画				
(二) 停留場		(一) 索道線路					(七) 灯火				
2 1	防止設備並びに災害備及び防護設備	(二) 一般					(6) 非常通報装置				
(六) 保護設備		(三) 緊張設置及び引留装置					(5) 合図装置又は通話装置				
(五) 滑車		(四) 支柱					(4) 自動戸閉装置				
(六) 保護設備		(二) 索条					(3) 蓄電池				
二 乗降場と搬器との関係		(一) 索道線路					(2) 発電機				
二 乗降場と搬器との関係		(二) 一般					(1) 集電装置				
二 乗降場と搬器との関係		別表第十一(第五十四条関係)					五 原動設備				
(二) 支柱		別表第十一(第五十四条関係)					三 原動設備				
(二) 支柱		四 搬器					三 原動設備				
(二) 支柱		五 構造寸法					三 原動機及び予備原動機の種類及び出力速度制御装置の方式				
(二) 支柱		六 握索設備					五 構造寸法				
(二) 支柱		七 变电所及配電所					五 構造寸法				
(二) 支柱		八 配電線路					五 構造寸法				
(二) 支柱		九 電線、電流、相及び周波数					五 構造寸法				
(二) 支柱		十 主回路の自動遮断器の種類及び遮断容量					五 構造寸法				
(二) 支柱		十一 変圧器(制御用変圧器を除く。)及び発電機の種類、個数、容量、					五 構造寸法				
(二) 支柱		十二 電線の種類及び断面積					五 構造寸法				
(二) 支柱		十三 架設方法(電線路構造図をもつて示すこと。)					五 構造寸法				
(二) 支柱		十四 標準電圧					五 構造寸法				
(二) 支柱		十五 電線路の種類及び断面積					五 構造寸法				
(二) 支柱		十六 電線路構造図をもつて示すこと。					五 構造寸法				
(二) 支柱		十七 第一号(一)中欄2、(四)中欄1(位置に係る部分に限る。)及び(六)中欄1に掲げる事項					五 構造寸法				
(二) 支柱		十八 第二号(一)中欄2、(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		十九 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十一 各号中欄に掲げる事項並びに下欄に掲げる添付書類及び添付図面について、既に自ら許可若しくは認可を受け又は届け出た索道施設に係る仕様若しくは使用に関する条件(以下「仕様等」という。)と同一のものである場合、あらかじめ他の索道事業者により提出されている索道施設に係る仕様等と同一のものである場合又は国土交通大臣が公示している仕様等と同一のものである場合には、その旨を記載することにより当該事項の記載又は当該書類若しくは当該図面の添付を省略することができる。					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十二 第四十九条第二号の縦断面図に記載すること。					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十三 各号中欄に掲げる事項並びに下欄に掲げる添付書類及び添付図面について、既に自ら許可若しくは認可を受け又は届け出た索道施設に係る仕様若しくは使用に関する条件(以下「仕様等」という。)と同一のものである場合、あらかじめ他の索道事業者により提出されている索道施設に係る仕様等と同一のものである場合又は国土交通大臣が公示している仕様等と同一のものである場合には、その旨を記載することにより当該事項の記載又は当該書類若しくは当該図面の添付を省略することができる。					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十四 第四十九条第二号の縦断面図に記載すること。					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十五 各号中欄に掲げる事項並びに下欄に掲げる添付書類及び添付図面について、既に自ら許可若しくは認可を受け又は届け出た索道施設に係る仕様若しくは使用に関する条件(以下「仕様等」という。)と同一のものである場合、あらかじめ他の索道事業者により提出されている索道施設に係る仕様等と同一のものである場合又は国土交通大臣が公示している仕様等と同一のものである場合には、その旨を記載することにより当該事項の記載又は当該書類若しくは当該図面の添付を省略することができる。					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十六 第四十九条第二号の縦断面図に記載すること。					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十七 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十八 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		二十九 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十一 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十二 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十三 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十四 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十五 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十六 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十七 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十八 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		三十九 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十一 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十二 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十三 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十四 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十五 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十六 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十七 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十八 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		四十九 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十一 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十二 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十三 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十四 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十五 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十六 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十七 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十八 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		五十九 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		六十 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		六十一 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		六十二 第二号(一)中欄3及び5並びに(四)中欄1(高さに係る部分に限る。)に掲げる事項は、					五 構造寸法				
(二) 支柱		六十三 第二号(一)中欄3及び5並びに(四									

七	配電線路	六	電所	五	保安設備	四	搬器	三	原動設備	二	停留場	(三)	保護設備及び防護設備並びに災害防止設備	
3	2	1	3	2	1	2	1	2	1	5	4	3	2	新設
架設方法の変更	電線の種類又は断面積の変更	こう長又は回線数の変更	電線の種類又は断面積の変更	2	主回路の自動遮断器の新設又は種類若しくは遮断容量の変更	2	風速計、保安通信設備、避雷装置又は救助設備に係る次に掲げる変更	2	速度制御装置の方式の変更	2	乗降場の長さ又は幅の拡大	2	位置の変更	新設
3	2	1	3	2	1	2	1	2	1	5	4	3	2	構造寸法の変更
架設方法の変更	電線の種類又は断面積の変更	こう長又は回線数の変更	電線の種類又は断面積の変更	2	作用(救助装置にあつては、取扱方法)の変更	2	個数(索道の方式が固定循環式である索道に係るものに限る。)の減少	2	設備の配置の変更	2	種類の変更	2	材質の変更	構造寸法の変更
3	2	1	3	2	1	2	1	2	1	5	4	3	2	予備原動機の連結方法の変更
架設方法の変更	電線の種類又は断面積の変更	こう長又は回線数の変更	電線の種類又は断面積の変更	2	作用(救助装置にあつては、取扱方法)の変更	2	個数(索道の方式が固定循環式である索道に係るものに限る。)の減少	2	設備の配置の変更	2	種類の変更	2	材質の変更	予備原動機の連結方法の変更
3	2	1	3	2	1	2	1	2	1	5	4	3	2	新設
架設方法の変更	電線の種類又は断面積の変更	こう長又は回線数の変更	電線の種類又は断面積の変更	2	作用(救助装置にあつては、取扱方法)の変更	2	個数(索道の方式が固定循環式である索道に係るものに限る。)の減少	2	設備の配置の変更	2	種類の変更	2	材質の変更	新設